美浜町高齢者福祉計画
第７期介護保険事業計画

平成 30 年３月

美　浜　町

目　次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の背景 1
　２　計画の性格と位置付け 2
　　（１）計画の位置付け 2
　　（２）他の計画との関係 2
　３　計画の期間 3
　４　地域包括ケアシステムの深化に向けて 3
　５　日常生活圏域の設定 4
　６　計画策定に向けた体制と取組 4
　　（１）美浜町介護保険運営協議会の設置 4
　　（２）日本老年学的評価研究プロジェクトへの参加 4
　　（３）パブリックコメントの実施 4

第２章　高齢者人口・介護保険事業等の状況 5
　１　人口の状況 5
　　（１）人口の推移 5
　　（２）高齢者の人口割合の推移 6
　　（３）要介護認定者数の状況 7
　　（４）認知症高齢者の状況 8
　２　介護保険サービスの給付状況 9
　　（１）介護サービスの給付状況 9
　　（２）介護予防サービスの給付状況 9

第３章　計画の基本理念・基本目標 10
　１　基本理念 10
　２　計画の体系 11
　３　基本目標 12

第４章　計画の内容 13
　１　みんなで支える地域づくり＜重点施策＞ 13
　　【重点施策①】地域包括ケアシステムの深化 13
　　【重点施策②】在宅医療・介護連携の推進 14
　　【重点施策③】生活支援・介護予防サービスの整備 15
　　【重点施策④】認知症施策の推進 16
　　【重点施策⑤】地域ケア会議の充実 17

２　生きがいづくりと介護予防の推進 18
（１）生きがいづくり・社会参加の推進 18
（２）介護予防の推進 20
３　介護保険事業の充実 23
（１）介護保険サービスの充実 23
４　高齢者のための安全安心なまちづくりの推進 32
（１）高齢福祉サービスの充実 32
（２）地域包括支援センターの機能強化 34
（３）見守りの強化 35

第５章　介護保険サービスの見込み 36
１　介護保険給付費の見込み 36
（１）介護保険給付費の算定方法 36
（２）介護保険給付費の推計 37
２　保険料の設定 39
（１）保険料の設定 39

第６章　計画の推進体制 43
１　計画の推進体制 43
（１）庁内、社会福祉協議会との連携強化 43
（２）県、関係機関、団体、専門職との連携強化 43
（３）専門職等関係者の資質向上 43
２　計画の進行管理 44
（１）町民への公表、周知 44
（２）計画の進行管理 44

資料編 45
１　本計画策定の経過 45
２　美浜町介護保険運営協議会設置要綱 46
３　委員名簿 48
４　介護保険サービスの利用状況 49
（１）介護サービスの利用状況 49
（２）介護予防サービスの利用状況 51
（３）介護サービスの給付状況 52
（４）介護予防サービスの給付状況 53
５　要介護リスクに関する調査結果分析 54
（１）美浜町「健康とくらしの調査」の概要 54
（２）美浜町「健康とくらしの調査」の地域診断結果の概要 54

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景

平成 27（2015）年 10 月１日現在、日本の総人口は１億 2,709 万人※となっており、そのうち 65 歳以上の高齢者は 3,347 万人、高齢化率は 26.6%となっています。

本町においても、平成 29（2017）年９月 30 日現在、高齢化率は 29.4%となっており、今後は介護・医療費の増加や認知症を患う高齢者の増加、介護者への負担増大等、高齢化の進行に伴う問題がますます深刻になっていくことが予想されます。

本町では、平成 27（2015）年３月に「美浜町高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画」（以下、「前回計画」）を策定し、「住み慣れた地域で支え合い　いきいきと暮らせるまちをめざして　～地域包括ケアシステムの構築～」を基本理念として掲げ、地域包括ケアシステムの構築に重点的に取り組んできました。

今後は、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成 37（2025）年を見据え、地域包括ケアシステムを深化していくとともに、前回計画から導入された介護予防・日常生活支援総合事業を推進することで、だれもが地域で助け合い、支え合って生きていける「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要となります。

このような状況を踏まえ、本町では、高齢者福祉事業や介護保険事業に係る施策を推進していくために、「美浜町高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。

※　平成 27 年国勢調査より

２　計画の性格と位置付け

（１）計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条８の規定に定める高齢者福祉計画と介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条の規定に定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

国の基本指針や県の介護保険事業計画、地域の医療計画との整合性を図り、本町の高齢者保健福祉施策並びに介護保険事業の円滑な運営・推進を行う上での方向性を示すものとします。

（２）他の計画との関係

本計画は、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に推進するための計画であり、国の基本方針や県の方向性等との整合性を図るとともに、「第５次美浜町総合計画」並びに「第１次美浜町地域福祉計画」を上位計画とするものです。また、「第３次美浜町障害者計画」「美浜町第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」「第２次元気ばんざい！みはま 21 計画」「美浜町国民健康保険データヘルス計画」「美浜町生涯活躍のまち基本構想・基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

また、広域の医療計画である、「知多半島医療圏保健医療計画」とも整合性を図ります。

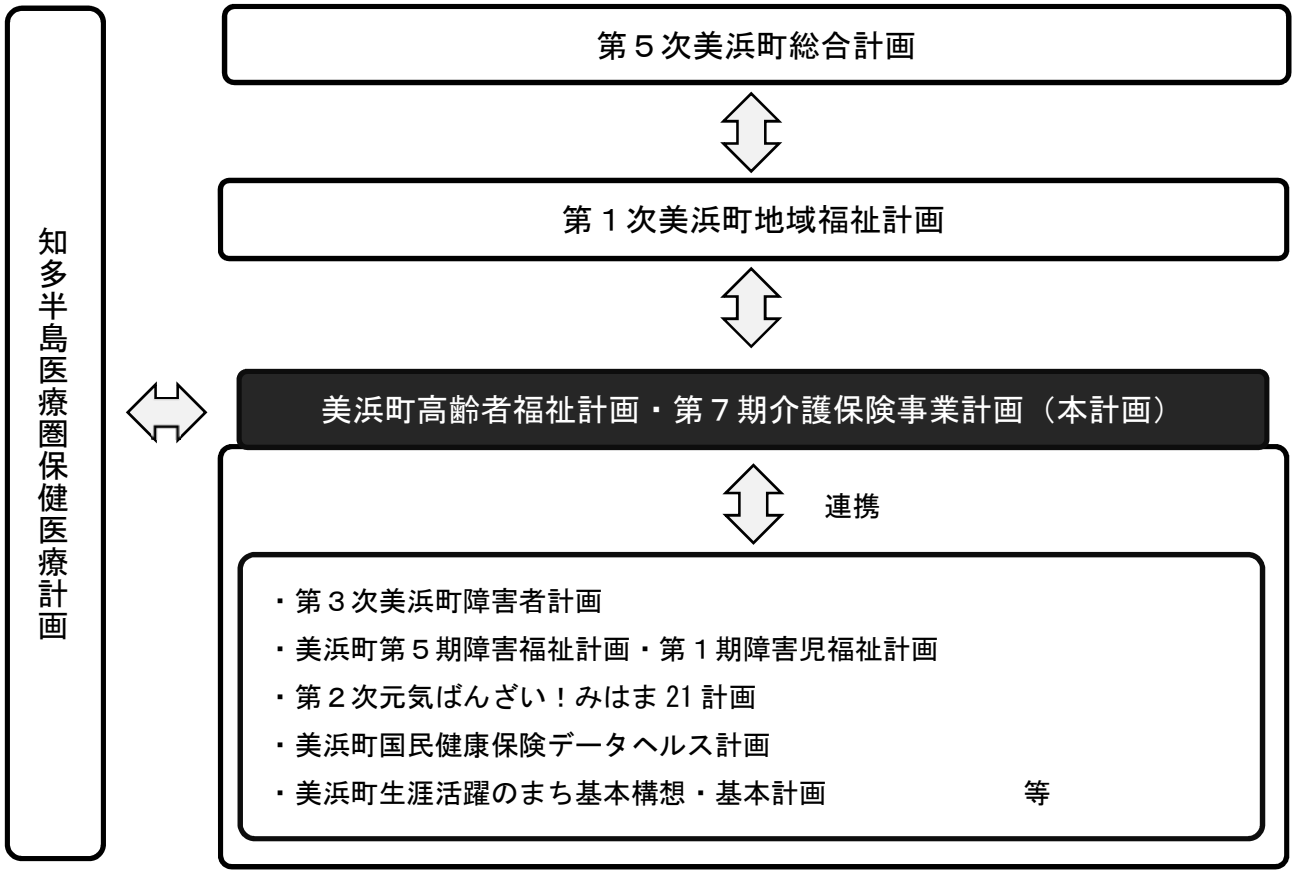

3　計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの３年間です。また、後期高齢者の増加がピークとなる平成 37（2025）年を見据えて取組を進めます。

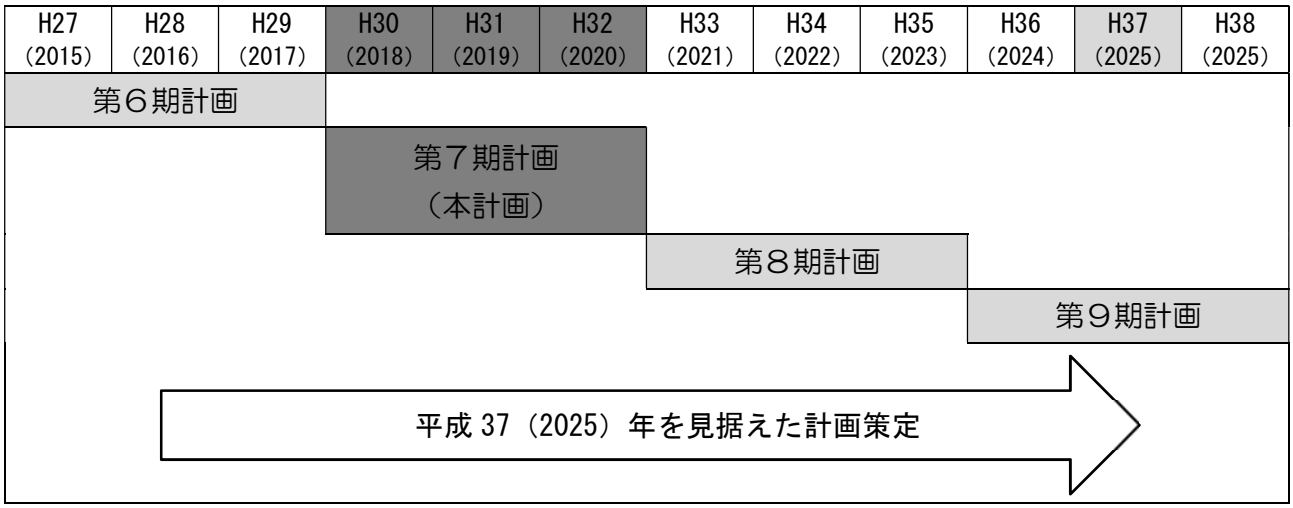

4　地域包括ケアシステムの深化に向けて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことを指します。

本計画では、高齢化がピークを迎える平成 37（2025）年を見据え、前回計画で構築を進めてきた「地域包括ケアシステム」を深化する取組を進めます。

■平成 37（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの姿

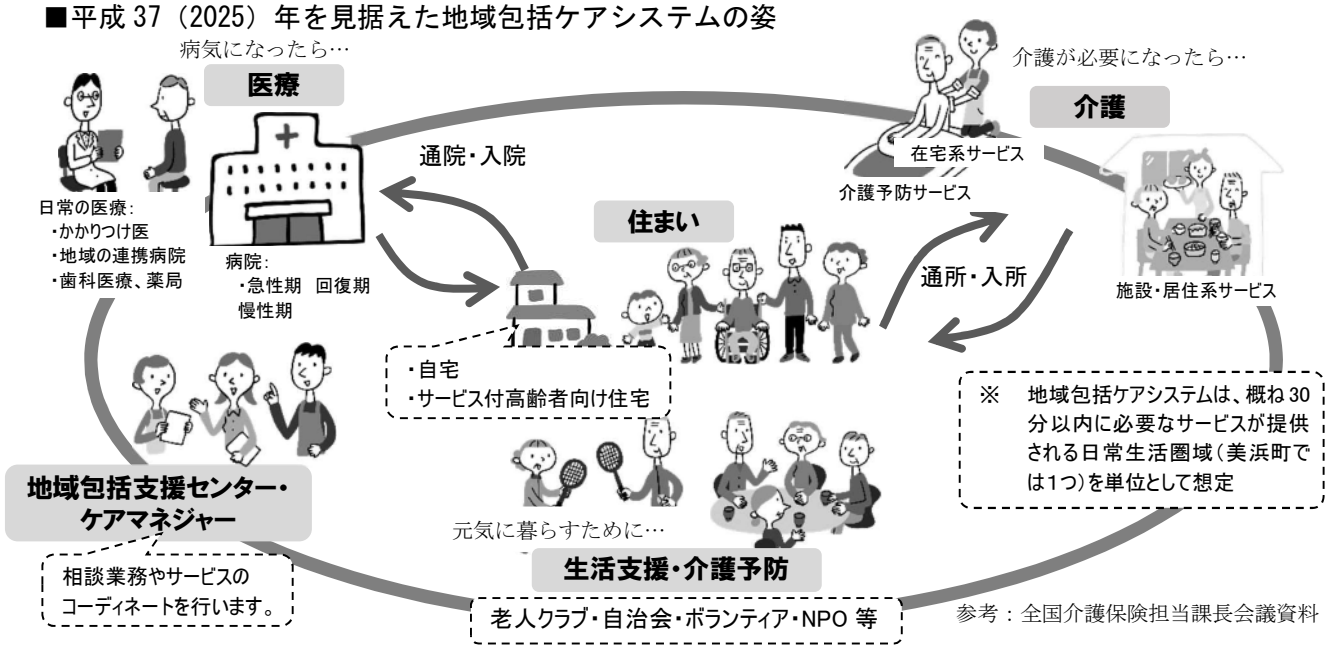

参考：全国介護保険担当課長会議資料

５　日常生活圏域の設定

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備、その他の条件を総合的に勘案して定める区域を日常生活圏域といいます。

本町では、前回計画に引き続き町全体を１つの圏域と定め、地域包括支援センターを１か所設置し広域的・専門的サービスを統一的に提供していきます。

６　計画策定に向けた体制と取組

（１）美浜町介護保険運営協議会の設置

本計画の策定にあたり、本計画が現実に即した内容となるよう、老人クラブ代表者（被保険者）や、学識経験者、保健・医療・福祉分野の各関係者等から構成される「美浜町介護保険運営協議会」を設置し、本計画内容に関して検討しました。

（２）日本老年学的評価研究プロジェクトへの参加

高齢者の日常生活や取り巻く状況等を把握し、本計画策定のための基礎資料とするため、日本老年学的評価研究プロジェクトによる「健康とくらしの調査」を実施し、集計・分析を行いました。「健康とくらしの調査」の結果の一部は資料編に掲載しています。

（３）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民の意見を求めることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

第２章　高齢者人口・介護保険事業等の状況

１　人口の状況

（１）人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、平成 29（2017）年９月 30 日現在、22,402 人となっています。また、人口推計によると、本計画の最終年度にあたる平成 32（2020）年の本町の総人口は 21,779 人となり、平成 29（2017）年と比較すると、623 人の減少が予想されます。

年齢３区分別の構成をみると、15 歳未満の年少人口は 2,526 人、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は 13,282 人、65 歳以上の高齢者人口は 6,594 人となっており、高齢化率は、29.4%となっています。人口推計によると、平成 32（2020）年の高齢者人口は 6,789 人、高齢化率は 31.2%となり、平成 29（2017）年より 1.8 ポイントの上昇が見込まれます。

■総人口（年齢３区分別）と高齢化率の推移・推計

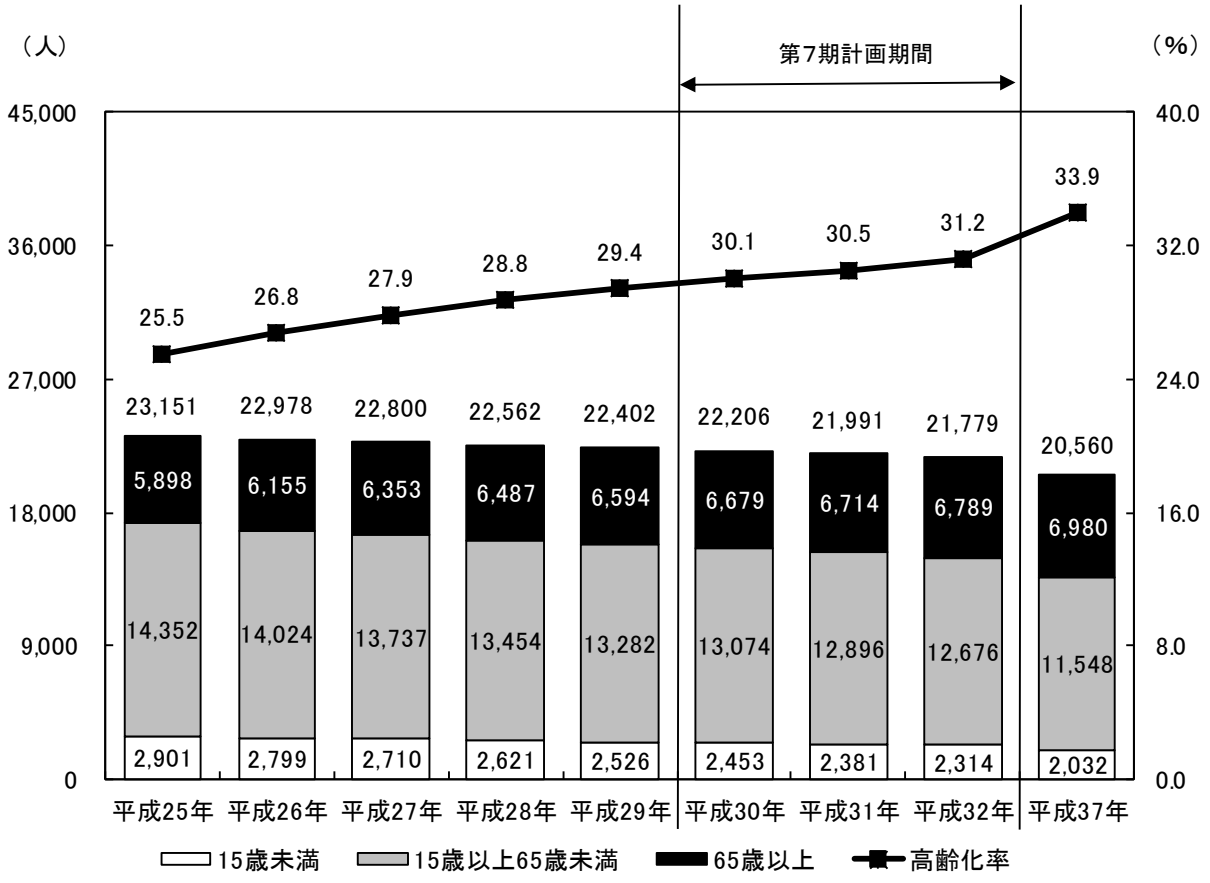

資料：（～平成 29 年）住民基本台帳及び外国人登録人口（各年９月 30 日）
（平成 30 年～）住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による人口推計

（２）高齢者の人口割合の推移

65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者が総人口に対して占める割合は、平成 29（2017）年9月 30 日現在、それぞれ 15.3%、14.2%となっています。人口推計によると、平成 32（2020）年には前期高齢者割合が 15.4%、後期高齢者割合が 15.7%と、後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回ることが見込まれます。

■前期高齢者・後期高齢者人口割合の推移・推計

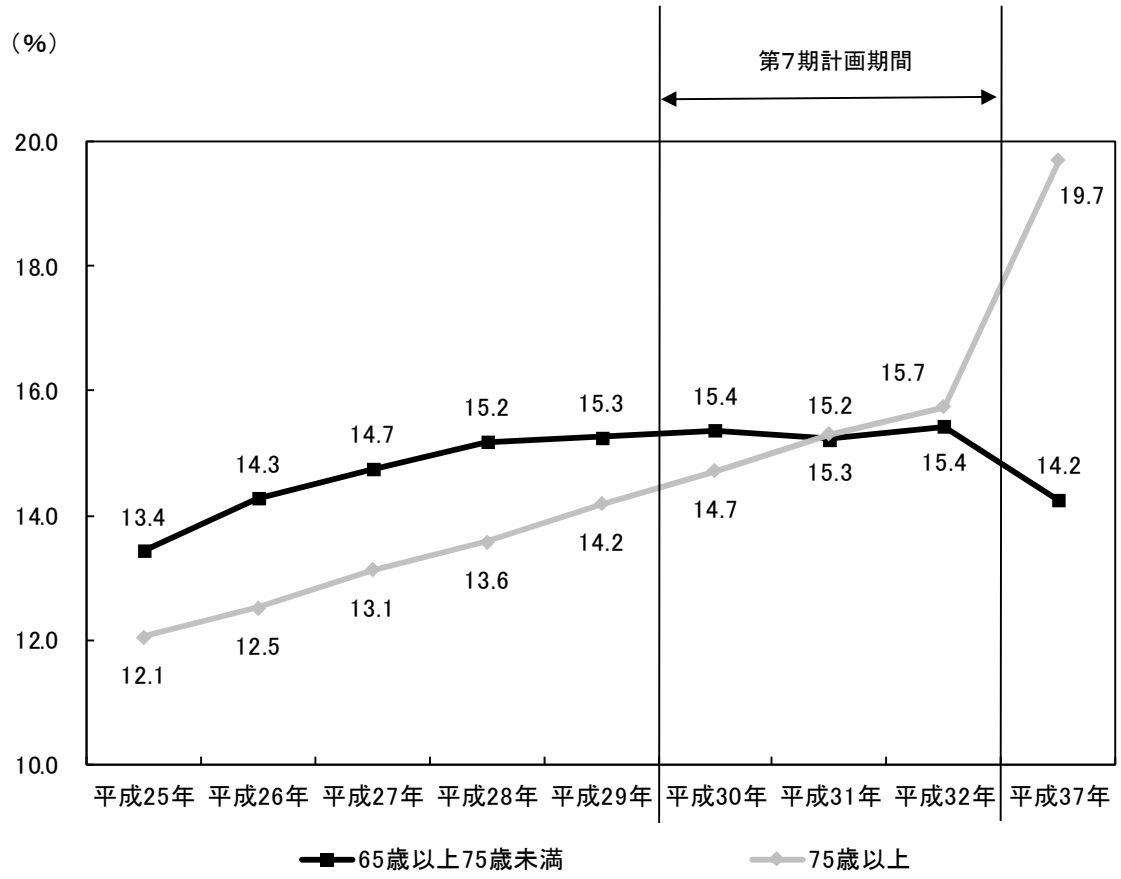

資料：（～平成 29 年）住民基本台帳及び外国人登録人口（各年 9 月 30 日）
（平成 30 年～）住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による人口推計

※　四捨五入の関係により、前頁（１）の高齢化率と前期高齢者・後期高齢者割合の合計が一致しない場合があります。

（３）要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成 29（2017）年で 1,034 人となっています。要支援・要介護認定者の推計によると、平成 32（2020）年には 1,200 人となり、平成 29（2017）年と比較すると、166 人の増加が予想されます。

認定率はほぼ横ばいで推移しており、平成 29（2017）年で 15.7%となっています。認定率の推計によると、平成 32（2020）年には 17.7%となり、平成 29（2017）年より 2.0 ポイントの上昇が見込まれます。

■要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計

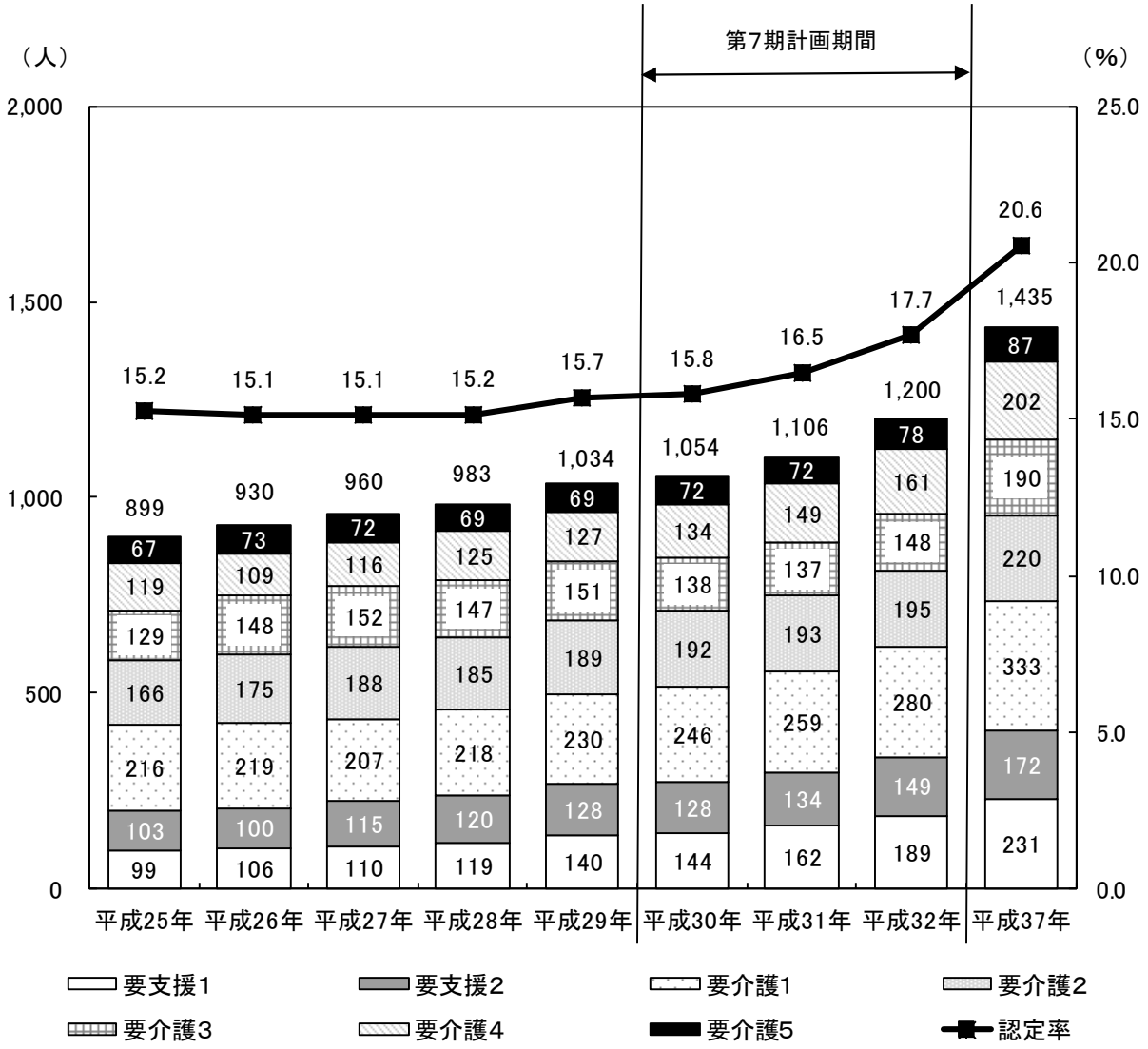

資料：介護保険事業状況報告 月報（各年９月、平成 25 年は 10 月時点）

※　認定率は、第２号被保険者を含む要介護（支援）認定者数に対する第１号被保険者の割合

（４）認知症高齢者の状況

「障害高齢者の日常生活自立度」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準をもとに、「虚弱」※1「動ける認知症」※2「寝たきり」※3「動けない認知症」※4の４つの状態を想定し、要介護等認定者における日常生活自立度の状況を分析しました。

「動ける認知症」は、徘徊等のリスクが高く、地域での見守り等のニーズが高い層、「動けない認知症」は、重度の要介護認定者であり、一人あたりの給付費が高い層です。

「虚弱」は全体の 39.0%、「動ける認知症」は 33.1%、「寝たきり」は 4.4%、「動けない認知症」は 23.5%となっています。

■状態像４区分別要介護等認定者の状況※5

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　分</th><th colspan="8">認知症高齢者の日常生活自立度</th></tr>
<tr><th>自立</th><th>Ⅰ</th><th>Ⅱa</th><th>Ⅱb</th><th>Ⅲa</th><th>Ⅲb</th><th>Ⅳ</th><th>M</th></tr>
<tr><td rowspan="10">障害高齢者の日常生活自立度</td><td>自立</td><td colspan="2" rowspan="5">虚　弱
400 人（39.0%）</td><td colspan="2" rowspan="5">229 人（22.3%）</td><td colspan="4" rowspan="5">110 人（10.7%）</td></tr>
<tr><td>J1</td></tr>
<tr><td>J2</td></tr>
<tr><td>A1</td></tr>
<tr><td>A2</td></tr>
<tr><td>B1</td><td colspan="2" rowspan="5">寝たきり
45 人（4.4%）</td><td colspan="2" rowspan="5">74 人（7.2%）</td><td colspan="4" rowspan="5">167 人（16.3%）</td></tr>
<tr><td>B2</td></tr>
<tr><td>C1</td></tr>
<tr><td>C2</td></tr>
</table>

※1　寝たきり、認知症ともに該当しない人

※2　寝たきりには該当せず認知症に該当する人

※3　認知症には該当せず寝たきりに該当する人

※4　認知症、寝たきりともに該当する人

※5　平成29年９月30日現在。他市町村からの転入者は日常生活自立度の情報がないため、除外して集計。障害高齢者日常生活自立度Ｂ１以上を「寝たきり」、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上を「認知症あり」と判断して集計。

２　介護保険サービスの給付状況

（１）介護サービスの給付状況

介護サービスの給付状況は以下の通りです。

■介護サービスの給付状況　（千円）

サービスの種類	H27（2015）年度			H28（2016）年度		
	計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
居宅サービス	704,745	632,512	89.8%	714,908	567,698	79.4%
地域密着型サービス	64,890	49,900	76.9%	118,780	75,987	64.0%
施設サービス	641,287	565,330	88.2%	678,582	593,390	87.4%
居宅介護支援	64,364	71,004	110.3%	64,954	69,764	107.4%
計	1,475,286	1,318,746	89.4%	1,577,224	1,306,839	82.9%

（２）介護予防サービスの給付状況

介護予防サービスの給付状況は以下の通りです。

■介護予防サービスの給付状況　（千円）

サービスの種類	H27（2015）年度			H28（2016）年度		
	計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
居宅サービス	57,954	44,686	77.1%	64,909	46,031	70.9%
地域密着型サービス	0	1,173	－	0	2,500	－
介護予防支援	7,563	7,720	102.1%	8,631	7,984	92.5%
計	65,517	53,579	81.8%	73,540	56,515	76.8%

第３章　計画の基本理念・基本目標

１　基本理念

本町では、全国的な動向と同じく高齢化が進み、今後は特に後期高齢者の増加が見込まれます。本町の住民がいくつになっても地域で安心して、生きがいを持って暮らしていくには、支援が必要とならないような健康づくりや生きがいづくり等の介護予防の取組を進めるとともに、支援が必要な人に対しては介護サービス等の利用に適切に結びつけていくことが大切です。

本町では平成27（2015）年３月に「美浜町高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステム推進協議会の開催や、近隣市町との連携等、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。平成29（2017）年４月からは「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、地域の実情に応じた多様なサービスの充実に取り組んでいます。

また、平成29（2017）年3月に策定した「美浜町生涯活躍のまち基本構想・基本計画」では、だれもが地域社会の中に居場所を見つけ、様々な人や活動とつながりながら、役割を担い、いきいきと生活することのできる「生涯活躍のまち」をめざすこととしています。

本計画でもこの考え方や、これまで取り組んできた高齢者福祉施策を踏まえ、地域包括ケアシステムを深化していくため、「住み慣れた地域で支え合い　いきいきと暮らせるまちをめざして　～地域包括ケアシステムの深化～」を基本理念とします。

住み慣れた地域で支え合い
いきいきと暮らせるまちをめざして
～地域包括ケアシステムの深化～

２　計画の体系

基本目標	施　策	取　組	ページ
１ みんなで支える地域づくり ＜重点施策＞	**【重点施策①】地域包括ケアシステムの深化**		13
	【重点施策②】在宅医療・介護連携の推進		14
	【重点施策③】生活支援・介護予防サービスの整備		15
	【重点施策④】認知症施策の推進		16
	【重点施策⑤】地域ケア会議の充実		17
２ 生きがいづくりと介護予防の推進	（１） 生きがいづくり・社会参加の推進	① 老人クラブ	18
		② みはま寿大学	
		③ ボランティア活動の支援（社会福祉協議会）	
		④ シルバー人材センターの活用	19
		⑤ 高齢者タクシー料金助成事業	
	（２） 介護予防の推進	① 一般介護予防事業	20
		② 介護予防・生活支援サービス事業	22
３ 介護保険事業の充実	（１） 介護保険サービスの充実	① 居宅サービス	23
		② 地域密着型サービス	27
		③ 施設サービス	28
		④ 介護給付の適正化	29
４ 高齢者のための安全安心なまちづくりの推進	（１） 高齢福祉サービスの充実	① 軽度生活援助事業	32
		② 寝具洗濯・乾燥サービス	
		③ 家族介護支援対策	
		④ 緊急通報装置設置事業・福祉電話設置事業	33
		⑤ 住宅改修支援事業	
		⑥ しあわせ日帰り利用券配布事業	
	（２） 地域包括支援センターの機能強化	① 相談支援	34
		② 権利擁護	
		③ 包括的・継続的マネジメント	
	（３） 見守りの強化	① 見守りネットワークの構築	35
		② 地域見守り活動の推進	
		③ 訪問給食サービス事業	

３　基本目標

基本目標１　みんなで支える地域づくり＜重点施策＞

本町では、高齢者数の増加が見込まれており、医療、介護、住まい、日常生活の支援等、包括的に高齢者を支援する仕組みづくりが喫緊の課題となっています。これまで本町で構築を進めてきた地域包括ケアシステムを活用し、高齢者を支える基盤整備の強化に取り組む必要があります。

本計画では、地域包括ケアシステムの深化や医療、介護の分野を超えた連携、認知症に係る施策の推進、高齢者を介護している家族への支援等、高齢者をみんなで支える地域づくりを進めます。

基本目標2　生きがいづくりと介護予防の推進

本町では、健康増進を目的として、高齢者の生きがいづくりへつながる事業を推進しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防や重度化防止に努めています。

本計画でも「生涯活躍のまち」の実現のため、引き続き介護予防や生きがいづくりに係る施策を推進します。

基本目標3　介護保険事業の充実

これまで本町では、国の法改正や方針に基づき、介護保険事業を展開してきました。一方、本町では、更なる高齢化の進行が予想されており、町民のニーズに基づいた介護保険サービスの提供やサービス提供体制の整備等、適切な介護保険事業の運営がこれまで以上に求められています。

本計画でも引き続き、介護保険事業の充実を図り、支援が必要な高齢者へ適切なサービスが提供できるよう、体制の整備を行います。

基本目標4　高齢者のための安全安心なまちづくりの推進

高齢者がいきいきと地域で暮らすためには、介護保険サービスの提供だけでなく、高齢者の日常生活を支援する取組が必要です。本町では、高齢者が安全安心に地域で生活を送ることができるよう、高齢者福祉に係る様々な施策を展開してきました。

本計画では、高齢者への生活支援の充実を図り、安全安心なまちづくりを推進します。

第４章　計画の内容

１　みんなで支える地域づくり＜重点施策＞

【重点施策①】地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステムの深化のため、「美浜町地域包括ケアシステム推進協議会」を中心に位置づけます。また、推進協議会の下部組織に配置した「在宅医療・介護連携部会」「生活支援サービス強化部会」「介護予防強化部会」「認知症地域支援検討会」「認知症初期集中支援チーム」で個別の施策を検討していきます。

医療・介護の専門多職種が連携することにより、地域での包括的なケアという目的意識を共有し、地域課題の解決とネットワークの強化を図ります。

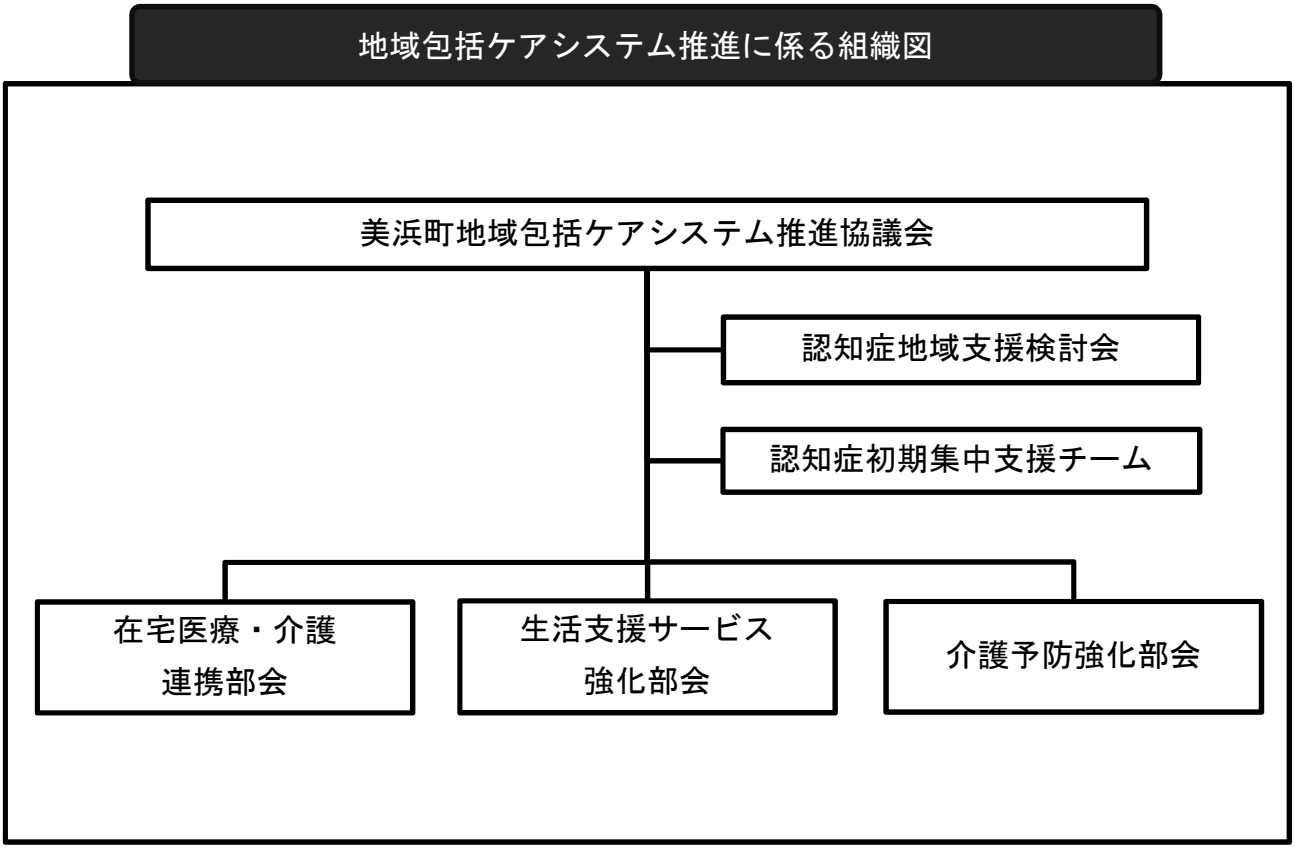

【重点施策②】在宅医療・介護連携の推進

知多半島医療圏保健医療計画との整合性を図り、在宅医療・介護連携を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。また、「在宅医療・介護連携部会」を中心として、医療機関、地域包括支援センター、介護保険事業所間の連携を図り、在宅医療・介護の提供体制を整備します。

① 在宅医療・介護連携部会

（ア）地域の医療・介護資源の把握

医療機関や薬局、介護事業所等へのアンケート調査を実施し、地域の実情の把握に努めます。

また、医療機関や薬局、介護事業所等の一覧表や位置図を更新し、活用していきます。

（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行い、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会に諮ります。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるように、情報連携シートの活用を進めます。

（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護等の多職種連携を支える情報共有システム（ＩＣＴ）である「浜カッパいきいき電子@連絡帳」の普及・活用に努め、医療・介護関係者等の情報共有を支援します。

（オ）在宅医療・介護連携支援に関する相談

在宅医療と介護の連携を支援するため、知多郡医師会在宅医療サポートセンターの協力を得ながら相談窓口の運営を行い、医療・介護関係者等からの在宅医療、介護に関する事項の相談の受付を行います。

（カ）在宅医療・介護関係者の研修の実施

在宅医療と介護の連携を実現するために、医療・介護関係者等の協力を得ながら、多職種での研修会を行います。

（キ）地域住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

（ク）近隣医療機関等や近隣市町との連携

近隣医療機関等や近隣市町と連絡調整、情報交換に努め、広域連携が必要な事項を協議します。

【重点施策③】生活支援・介護予防サービスの整備

高齢者の地域の担い手への活用を促進するとともに、協議体を設置し、住民、NPO、民間企業等による、支え合いの体制づくりの検討を進めます。

① 生活支援サービス強化部会

近所相互の助け合いや、見守り活動の展開、町内会でのお助け隊の構築等を検討します。

② 介護予防強化部会

住民自身が運営する体操教室や、人と人とがつながる通いの場の拡大や参加を検討します。
また、高齢者の自立支援を目的に、リハビリテーション専門職等を活かした取組を検討します。

③ 生活支援コーディネーターの配置

既存の取組や組織等も活用しながら、地域資源の発見や開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズと提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行うことにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

④ 協議体の設置

「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、情報共有及び連携・協働による地域資源の開発等を推進します。

【重点施策④】認知症施策の推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の高齢者と介護する家族を支えるため、地域の医療・介護・福祉の関係機関と連携を図ります。

① 認知症初期集中支援チーム

認知症の方へ早期に対応し適切な医療や介護サービスへ繋ぐための連携を支援します。認知症サポート医や看護師、作業療法士等の専門職で編成し対応します。

② 認知症地域支援推進員

認知症の方の容態に応じたサービス提供のための連携支援や、家族の相談支援をします。

③ 認知症地域支援検討会

地域の関係機関や関係団体と福祉ネットワークを構築し、認知症の方とその家族を支援します。

④ 認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業の普及

行方不明の未然防止や行方不明時にスムーズな発見活動を行うため、企業や事業所、各種団体等や地域住民へ町広報誌、ホームページ等を活用し、普及に努めます。

⑤ 認知症家族への支援

認知症の方を介護している家族がお互いの悩みの相談や情報交換をすることで、介護に対して前向きな気持ちになれるよう認知症家族への支援を行います。

⑥ 認知症サポーターフォローアップ講座の開催

認知症サポーターを対象に、“高齢者安心見守り隊”や“認知症カフェ”等、認知症サポーターの活動の場を考える機会の確保や活動支援を目的として認知症サポーターフォローアップのための講座の開催を行います。

⑦ 認知症おたすけブック（認知症ケアパス）による普及啓発

認知症についての相談先や接し方がわかるパンフレットを地域住民の方へ普及させ、認知症に関する理解を促進します。

【重点施策⑤】地域ケア会議の充実

地域ケア会議の開催により、高齢者支援に係る関係機関や専門家間での連携を強化します。地域ネットワークの構築や高齢者の自立に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行います。具体的な事例の検討に基づく地域資源の掘り起こしや地域課題の共有を行います。

また、地域ケア会議における検討が施策へつながるよう、高齢者福祉施策との連携を図ります。

① 地域ケア個別会議の開催

リハビリテーション専門職を含む多職種からの専門的な助言により、「自立」に対する気づきや再認識を促し、自立支援型のケアマネジメントを実施することで、利用者のＱＯＬの向上を目指します。

また、検討する事例の積み重ねにより、地域資源の発見や地域に共通した課題の把握を目的とします。

２　生きがいづくりと介護予防の推進

（１）生きがいづくり・社会参加の推進

高齢者が生涯を通していきいきと心豊かに暮らし続けられるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進します。高齢者の社会参加により、高齢者自身の介護予防や健康増進の促進に留まらず、住民同士の交流を深め、地域の活性化を図ります。

①　老人クラブ

老人クラブの加入者数の推移は、減少傾向にあります。

また、老人クラブ数の推移は、平成 28（2016）年から平成 29（2017）年にかけて減少する見込みです。

今後は、高齢者の生きがいや健康づくりを支援するため、魅力的な活動の実施や活性化を図ることにより、加入者の増加を目指します。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
加入者数（人）	3,928	3,823	3,400	3,450	3,500	3,550
クラブ数（クラブ）	39	39	36	36	36	36

② みはま寿大学

60 歳以上の住民を対象に、高齢者が豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習講座を開講します。高齢者に学習の機会を提供するとともに、学習を通して仲間との交流を深めるきっかけづくりを行います。

「みはま寿大学」の参加者数の推移は、増加傾向にあり、生涯学習による生きがいづくりを進めます。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
参加者数（人）	467	490	505	510	520	530

③ ボランティア活動の支援（社会福祉協議会）

住民のボランティアに関する理解を深めるとともに、活動に関する知識や経験が豊富な住民がボランティア活動を行うことができるよう、環境の整備に努めます。そのため、ボランティア活動への意識啓発やきっかけづくり、ボランティア活動の支援、ボランティアネットワークの整備、ボランティア相談窓口の充実等に取り組みます。

④ シルバー人材センターの活用

概ね 60 歳以上の住民を対象に、高齢者の生きがいづくりとして、職業的経験や技能を生かすことができるよう、軽微な就労の機会を提供します。

シルバー人材センターの登録者数の推移は、増加傾向にあり、生涯活躍できるまちを推進するため、更なる登録者数の増加を目指します。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
登録者数（人）	114	122	125	135	140	145

⑤ 高齢者タクシー料金助成事業

70 歳以上で運転免許証を保有していない高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することで、高齢者の外出を支援します。

高齢者タクシー料金助成事業の延べ利用者数の推移は、増加傾向にあります。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用者数（人）	2,331	2,335	2,450	2,550	2,650	2,750

（２）介護予防の推進

高齢者が自立した生活を営むことができるよう、介護予防、重度化防止に係る現状把握や啓発、サービスの提供、活動支援等を行います。本町では、介護予防・日常生活支援総合事業を行い、介護予防を推進します。

① 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、全ての高齢者と高齢者の支援活動に関わる人を対象とした事業です。

（ア）介護予防把握事業

地域の高齢者の実態に関する情報を収集し、活用することで、支援を必要とする高齢者を把握し、サービスの利用や介護予防活動等の参加へとつなげます。

（イ）介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基礎的な知識を普及啓発することを目的に、介護予防教室・歯科健康教室等の各種教室、パンフレットの作成・配布等を行います。

（ⅰ）筋力向上教室事業

高齢者の筋力低下を防ぐために、高齢者を対象に運動指導を行います。保健センターと地区公民館等で実施します。

筋力向上教室事業の延べ利用者数の推移は、平成 27（2015）年から平成 28（2016）年にかけて減少しましたが、介護予防を推進するため、高齢者への参加を呼びかけ、利用人数の増加を目指します。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用人数（人）	66	41	50	55	60	65

（ⅱ）シルバーヘルス事業

10名以上の高齢者が属する団体等の活動の場に、運動、栄養、口腔等に関する専門職を派遣し、いきいきと元気な毎日を送ることができるよう健康づくりの支援をします。

シルバーヘルス事業の延べ利用者数の推移は、増加傾向にあります。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用人数（人）	1,606	1,665	1,700	1,750	1,800	1,850

（ⅲ）関節疾患・複合教室事業

高齢者の要介護状態への移行を防ぐために、筋力の維持・向上のための運動、適切な食事の摂取や咀しゃく機能向上のための指導を複合的に行います。

関節疾患・複合教室事業の延べ利用者数の推移は、平成27（2015）年から平成28（2016）年にかけて減少しましたが、対象者へ働きかけ、利用人数の増加を目指します。

	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用人数（人）	64	49	50	60	70	80

（ⅳ）８０２０推進事業

８０歳以上の方で２０本以上の歯を有する方を表彰することで、生涯を通じた歯科保健に関する意識の向上を図り、口腔ケアの啓発を行います。

８０２０推進事業における表彰者数の推移は、平成27（2015）年から平成28（2016）年にかけて減少しましたが、平成28（2016）年から平成29（2017）年にかけて大きく増加しました。口腔ケアの普及啓発に努め、今後も表彰者数の増加を目指します。

	実　績			目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
表彰者数（人）	38	23	44	50	55	60

（ウ）地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を目的として、住民主体の通いの場（サロン）の支援や住民向け出前講座をはじめとした事業を実施します。

（ⅰ）サロン活動支援事業

高齢者の閉じこもりや身体機能の低下を予防し、健康で、自分らしく生きていくことを目的に、地域で実施するサロン活動を支援します。高齢者が身近な場所で、楽しく活動することができるよう、各地区の公民館や老人憩いの家等で実施します。

サロン活動支援事業の延べ利用人数の推移では、参加者が増加傾向にあります。

平成 29（2017）年９月末現在、町内 20 か所で月１～２回開催しており、更なる拡充を図ります。

		実　績		見込み	目　標		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用人数（人）	参加者	2,564	2,745	2,800	2,900	3,000	3,100
	ボランティア	972	927	950	970	990	1,010

（エ）一般介護予防事業評価事業

本計画で定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

（オ）地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職がケアマネジャーのアセスメント時に同行する等、地域における介護予防の取組の機能強化に努めます。

② 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者と基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス対象者）を対象とした事業です。

（ア）訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除や洗濯等、日常生活での家事を支援します。前回計画までの「介護予防訪問介護」が含まれます。また、今後は地域の実情にあった多様なサービスの充実に向けた検討をしていきます。

（イ）通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等、身体機能や生活機能を改善する通いの場を提供します。前回計画までの「介護予防通所介護」が含まれます。また、今後は地域の実情にあった多様なサービスの充実に向けた検討をしていきます。

（ウ）介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを行います。

３　介護保険事業の充実

（１）介護保険サービスの充実

支援や介護が必要な高齢者に対し、適切な介護保険サービスを提供します。また、介護保険サービスが円滑に提供できるよう、サービス提供体制の整備を行います。

① 居宅サービス

支援や介護が必要な高齢者が自宅で暮らすことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。また、国から示される基準を踏まえ、共生型サービスの導入を検討します。介護が必要になっても住み慣れた地域で生活ができるよう、在宅で重度者を支える基盤として推計しています。

（ア）訪問介護

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や身のまわりの世話をするサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問介護	回数	2,413	2,218	2,375	2,393	2,534	2,661
	人数	136	127	121	124	129	135

（イ）訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護認定者等の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問入浴介護	回数	47	42	51	56	56	56
	人数	11	9	11	10	10	10

（ウ）訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、主治医の判断に基づき、看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問看護	回数	326	320	378	379	390	401
	人数	50	50	58	54	56	58
介護予防訪問看護	回数	18	16	3	17	17	17
	人数	4	4	1	4	4	4

（エ）訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問リハビリテーション	回数	177	166	225	241	261	281
	人数	11	11	16	15	16	17
介護予防 訪問リハビリテーション	回数	8	14	31	16	16	16
	人数	1	2	5	2	2	2

（オ）居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅療養管理指導	34	37	47	43	46	49
介護予防居宅療養管理指導	2	2	2	2	2	3

（カ）通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンターで、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所介護	回数	2,586	2,170	2,104	2,404	2,459	2,553
	人数	245	214	209	229	234	243

（キ）通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設・病院等で、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
通所リハビリテーション	回数	733	703	767	772	794	823
	人数	85	81	88	87	89	92
介護予防 通所リハビリテーション	人数	23	24	27	28	31	34

（ク）短期入所生活介護（療養介護）・介護予防短期入所生活介護（療養介護）

短期入所生活介護は、要介護認定者を一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や病院等に短期間入所させ、機能訓練等の医療や日常生活上の世話を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所生活介護	日数	911	872	898	979	1,085	1,266
	人数	85	83	82	89	97	106
介護予防 短期入所生活介護	日数	6	8	5	13	13	13
	人数	2	2	1	3	3	3
短期入所療養介護 （老健）	日数	112	96	81	110	124	139
	人数	16	14	14	16	18	20
介護予防短期療養介護 （老健）	日数	1	1	0	1	1	1
	人数	1	1	0	1	1	1
短期入所療養介護 （病院等）	日数	29	21	14	24	24	24
	人数	3	2	2	3	3	3
介護予防短期療養介護 （病院等）	日数	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

（ケ）特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）において特定施設サービス計画介護（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴・排泄・食事等の介護サービス、調理・洗濯・掃除等の家事援助サービス、生活や健康に関する相談等、要介護認定者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供します。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
特定施設入居者生活介護	12	13	17	20	21	23

（コ）福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護認定者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉用具を貸与するサービスです。

貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっており、車いす、介護用ベッド等13品目あります。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉用具貸与	268	266	263	275	287	302
介護予防福祉用具貸与	47	51	55	55	60	66

（サ）特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護認定者等の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排泄・入浴に関する用具（特定福祉用具＝腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具等５品目）について、その購入費用に対して保険給付が認められています。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
特定福祉用具販売	6	5	4	5	5	6
特定介護予防福祉用具販売	1	1	2	2	2	2

（シ）住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、居宅での手すりの取り付け、段差の解消等小規模な改修費用の一部を支給するサービスです。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
住宅改修	6	6	4	6	6	6
介護予防住宅改修	2	2	2	3	3	3

（ス）居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容等計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整等を行うサービスです。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護支援	436	432	430	439	460	493
介護予防支援	146	151	135	60	65	74

② 地域密着型サービス

介護が必要な高齢者が可能な限り地域で生活を続けることができるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。

（ア）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の状態にある要介護者等に対して、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症対応型通所介護	回数	66	98	47	88	88	121
	人数	7	7	5	8	8	11

（イ）認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の状態にある要介護認定者が、共同生活を営みながら入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
認知症対応型共同生活介護	15	12	13	12	15	18
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0	1	1	1

（ウ）地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、要介護者等に対し、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。平成 28（2016）年度から利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護へ移行されています。

		実　績		見込み	推　計		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域密着型通所介護	回数		390	495	474	525	576
	人数		37	38	36	40	44

③ 施設サービス

在宅での生活が困難な高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することができるよう、施設の整備を進めます。

（ア）介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護３以上の高齢者に対し、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄・食事・相談等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行う施設サービスです。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護老人福祉施設	118	121	123	128	131	134

（イ）介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している高齢者が、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア、リハビリテーション、生活支援を受ける施設サービスです。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護老人保健施設	53	60	72	76	78	80

（ウ）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期療養を必要とする要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練等を提供する施設サービスです。平成 35 年度末までに介護医療院へ転換されることとなっています。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護療養型医療施設	12	13	13	14	11	8

（エ）介護医療院

介護医療院は、日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受け入れや看取り、ターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設サービスです。平成 30（2018）年度から介護療養型医療施設、医療療養病床から順次移行されます。

（単位：人数）	実　績		見込み	推　計		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護医療院				2	5	8

④ 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。適切なサービスの確保とともに、その費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。さらに、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的に活用するため、保険者機能の一環として推進していきます。

＜介護給付適正化に関する国の動向＞

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護給付等に要する費用の適正化に関する施策や目標を定めるものとされました。

今後においては、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築と施策の推進とともに、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を進めていく必要があります。

以上のことから、本町では、引き続き介護給付適正化主要５事業を中心に、事業の目的に応じた具体性・実効性のある取組を進めていくこととします。

（ア）要介護認定の適正化

本事業は、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じた点検により、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るものです。

＜現状と今後の方向性＞

本町では、認定審査会開催前に、前回と今回調査の比較や主治医意見書を確認し、不明な点や一次判定から二次判定の軽重度変更等については、調査員やケアマネジャー等に確認しています。

今後も、できる限り町職員で実施し、適正かつ公平な要介護認定に努めます。

（イ）ケアプランチェック

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、または、訪問調査を実施し、町職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図るものです。

＜現状と今後の方向性＞

本町では、対象事業所を設定し、随時、点検を行っています。しかしながら、本事業の特性から、利用者の状態に適合していないサービスと思われるケースがあっても、そのプランをすぐに改善（変更）することが困難であり、事業の効果がすぐに現れない状況にあります。

今後においては、実施件数の増加を目標としていきます。特に本事業の効果として、ケアマネジャーの「気づき」の促進や、美浜町の地域特性や地域資源を活かした「自立支援に向けたケアマネジメント」の実践、引いては、ここでの取組を「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組に繋げる方法等について検討を進めていきます。

（ウ）住宅改修等の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い、施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除するものです。

また、福祉用具利用者等に対して、訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めるものです。

＜現状と今後の方向性＞

住宅改修の点検については、必要に応じ、町職員による訪問調査を実施しています。今後においては、愛知県の施行前点検及び施行後点検の目標値を目指して進めていきます。

福祉用具購入・貸与の点検については、点検の実施率を高めることが困難であり、今後においては、点検件数の増加を目標として推進していきます。

（エ）縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検は、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行うものです。

また、医療情報との突合は、医療担当部署と連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図るものです。

＜現状と今後の方向性＞

これらの事業は、過誤請求の発見等、費用対効果がもっとも期待できると言われています。本町においては、国保連合会との連携のもとで本事業を進めています。

今後においても、縦覧点検については、県の目標値である点検種類数 10 種類以上を目指し、さらに、医療情報との突合についても、突合月数 12 か月を維持できるよう努めます。

（オ）介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるものです。

＜現状と今後の方向性＞

本町では、年に２回（７月と１月）実施しています。しかしながら、通知内容が十分に伝わらない利用者がある等の課題があることから、送付時期や効果が期待できる対象者の特定等、実効性のある工夫を検討していきます。

４　高齢者のための安全安心なまちづくりの推進

（１）高齢福祉サービスの充実

高齢者が地域で安全安心に生活を送ることができるよう、介護保険サービスの提供だけでなく、高齢福祉サービスの提供を行います。

① 軽度生活援助事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、買い物や寝具類の洗濯等、軽易な日常生活上の援助を行うことで、自立した生活の継続を可能にします。

区分	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用者数（人）	0	0	1	1	1	1

② 寝具洗濯・乾燥サービス

在宅で寝たきりの高齢者や重度の身体障害者が使用している寝具の洗濯・乾燥を行うことで、自宅での生活において、衛生的な環境づくりを支援します。

寝具洗濯・乾燥サービスの延べ利用者数の推移は、横ばいとなっています。

区分	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用者数（人）	6	6	6	6	6	6

③ 家族介護支援対策

（ア）家族介護用品購入費補助事業

市町村民税非課税世帯で、要介護認定４以上の高齢者に対し、紙おむつ等の購入費の一部を補助することで、在宅介護の負担軽減を図ります。

家族介護用品購入費補助事業の利用件数の推移は、ほぼ横ばいとなっています。

（イ）家族介護慰労事業

市町村民税非課税世帯で、要介護認定４以上の高齢者を介護している家族のうち、過去１年間介護保険サービスを利用していない家族への慰労として、金品を贈呈します。

区分	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
家族介護用品購入費補助事業 利用件数（件）	31	33	35	37	39	41
家族介護慰労事業 利用件数（件）	0	0	0	1	1	1

④ 緊急通報装置設置事業・福祉電話設置事業

（ア）緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者やひとり暮らしの重度の身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することで、急病や災害時に迅速かつ適切な救助や支援を行います。

緊急通報装置設置事業の設置件数の推移は、やや減少傾向にありますが、緊急時に迅速な支援ができるよう、設置件数の増加を目指します。

（イ）福祉電話設置事業

前年分の所得税が非課税で、自宅に固定電話を設置できないひとり暮らしの高齢者に対し、福祉電話を貸与し、緊急連絡、各種相談等を行います。

福祉電話設置事業の設置件数の推移は、ほぼ横ばいとなっていますが、ひとり暮らし高齢者が安心して生活を送ることができるよう、設置件数の増加を目指します。

区分	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
緊急通報装置設置事業 設置件数（件）	81	68	62	65	70	75
福祉電話設置事業 設置件数（件）	10	9	12	13	14	15

⑤ 住宅改修支援事業

居宅介護支援を受けていない要支援・要介護者に対し、居宅支援住宅改修費や居宅介護住宅改修費の支給の申請に係る相談や助言を行うことで、住宅改修を支援します。

住宅改修支援事業の延べ利用者数の推移は、横ばいとなっています。

区分	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
延べ利用者数（人）	1	1	1	2	2	2

⑥ しあわせ日帰り利用券配布事業

70 歳以上の高齢者を対象に、かんぽの宿知多美浜の利用券を送付し、高齢者の健康増進やレクリエーション活動等を促進します。

しあわせ日帰り利用券配布事業の対象者数、延べ利用者数の推移は、いずれも増加傾向にあります。

区分	実　績		見込み	目　標		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
対象者数（人）	4,364	4,376	4,506	4,600	4,700	4,800
延べ利用者数（人）	4,015	4,299	4,500	4,700	4,900	5,100

（２）地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの深化のためには、地域包括ケアシステムで重要な役割を果たす地域包括支援センターの機能強化が欠かせません。地域包括支援センターの施設機能の充実や体制の強化等により地域包括支援センターの機能強化を図り、福祉ネットワークの強化を図ります。

① 相談支援

（ア）初期段階での相談対応

高齢者本人、家族、住民等のネットワークにより問題を把握し、介護保険サービスまたは介護保険制度に関する情報提供や関係機関の紹介等を行います。

（イ）継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要であると判断した場合、当事者への訪問や、当事者に関わる様々な関係者から詳細な情報の収集を行い、当事者に関する課題を明確にした上で、個別の支援計画を策定します。

② 権利擁護

高齢者の権利擁護を進めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

（ア）日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の資質向上を図るため、研修会や制度、施策等に関する情報提供等を行います。

また、地域のケアマネジャーに対してケアプランの作成指導や、介護保険サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導や、相談への対応を行います。

（イ）支援困難事例等への指導・助言

地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

（ウ）包括的・継続的なケア体制の構築

高齢者に対し、地域における包括的・継続的なケアを行うため、町内の介護保険事業所等の関係者間で、介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供や情報交換を行います。

（エ）地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成

ケアマネジャー間の情報交換を行う場を設ける等、ケアマネジャーのネットワークを構築することで、ケアマネジャーの業務を支援します。

また、ケアマネジャーと医療機関との連携を強化するため、主治医を中心とする医療機関と在宅介護サービスの連携システムを検討します。

（３）見守りの強化

支援が必要な高齢者や高齢者の現状を把握するため、見守りを強化します。

① 見守りネットワークの構築

住民、ボランティア団体、ＮＰＯ等と協力しながらひとり暮らし高齢者世帯の見守り等の活動を支援します。また、元気な高齢者も見守り活動に積極的に参加できるように情報提供やコーディネートを行います。

② 地域見守り活動の推進

企業や事業所、各種団体等の協力を得ながら、地域での孤独死の未然防止並びに認知症による徘徊、その他異変の早期発見及び早期対応を行うことにより、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目指します。

③ 訪問給食サービス事業

支援が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に、安否の確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達します。

第５章　介護保険サービスの見込み

１　介護保険給付費の見込み

（１）介護保険給付費の算定方法

以下の手順により、介護保険給付費を見込みます。

まず、①人口推計を行い、②要支援・要介護等認定率から要支援・要介護認定者数を算出します。次に、③要介護等認定者数のうち、施設・居住系サービス利用者数を見込み、④居宅サービス利用者数を見込みます。最後に、⑤各サービスの利用者数に給付額を乗じ、介護給付費の総額を算出します。

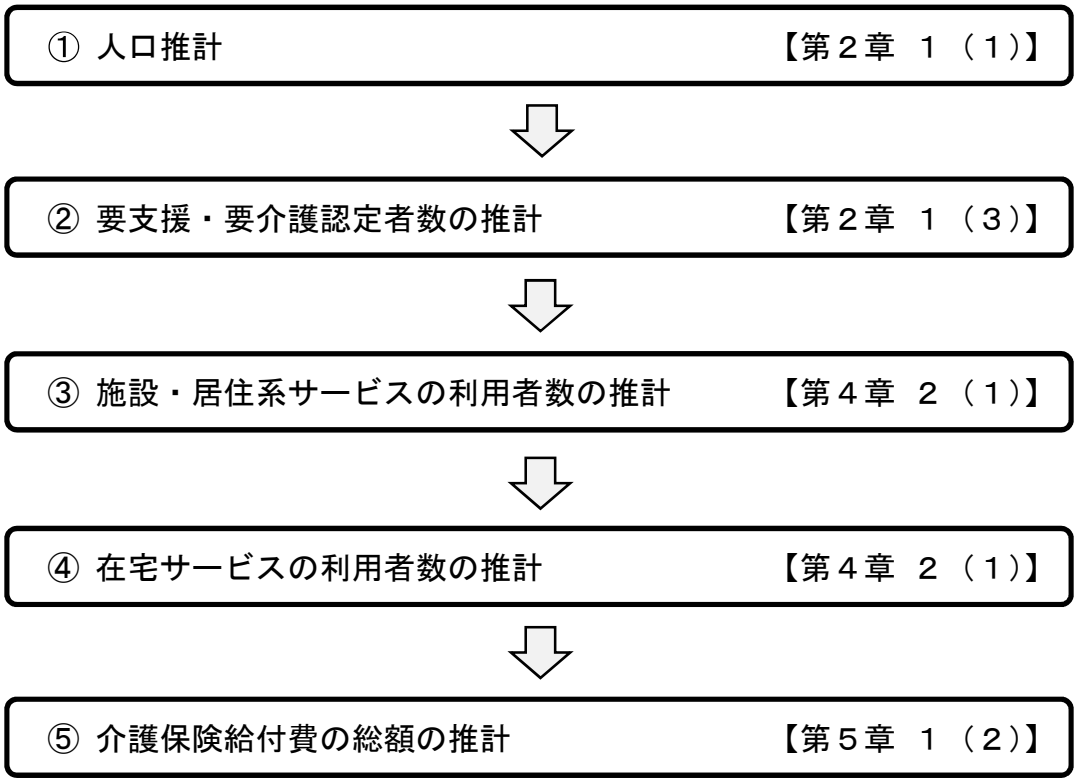

（２）介護保険給付費の推計

① 介護給付費の見込み

介護給付費の見込みは以下の通りです。

■介護給付費の見込み　（千円）

サービスの種類		H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
居宅サービス	訪問介護	81,601	86,237	90,385
	訪問入浴介護	7,913	7,916	7,916
	訪問看護	26,452	27,328	28,237
	訪問リハビリテーション	8,301	8,980	9,656
	居宅療養管理指導	4,741	5,111	5,478
	通所介護	221,780	227,141	236,504
	通所リハビリテーション	77,771	80,745	84,119
	短期入所生活介護	97,377	108,465	126,316
	短期入所療養介護（老健）	14,283	16,207	18,209
	短期入所療養介護（病院等）	3,398	3,400	3,400
	福祉用具貸与	43,063	45,169	48,241
	特定福祉用具購入費	1,745	1,745	2,155
	住宅改修	4,392	4,392	4,392
	特定施設入居者生活介護	49,159	51,225	55,613
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	9,357	9,361	12,766
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	35,313	44,162	52,994
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	42,965	47,933	52,883
施設サービス	介護老人福祉施設	393,127	402,538	411,774
	介護老人保健施設	235,011	241,727	247,007
	介護療養型医療施設	59,446	46,763	34,011
	介護医療院	8,549	21,259	34,001
居宅介護支援		68,701	72,267	77,966

② 介護予防給付費の見込み

介護予防給付費の見込みは以下の通りです。

■介護予防給付費の見込み　（単位：千円）

サービスの種類		H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	824	824	824
	介護予防訪問リハビリテーション	535	535	535
	介護予防居宅療養管理指導	109	109	163
	介護予防通所リハビリテーション	9,808	10,776	11,740
	介護予防短期入所生活介護	1,009	1,009	1,009
	介護予防短期入所療養介護（老健）	29	29	29
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	3,493	3,808	4,186
	特定介護予防福祉用具購入費	544	544	544
	介護予防住宅改修	3,289	3,289	3,289
	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,412	2,413	2,413
介護予防支援		3,200	3,468	3,948

③ 総給付費の見込み

総給付費の見込みは以下の通りです。今後、後期高齢者の増加に伴い、サービス利用の増加が見込まれています。そのため、介護給付費、介護予防給付費の増加が予想されます。

■総給付費の見込み　（単位：千円）

サービスの種類	H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
介護給付費	1,494,445	1,560,071	1,644,033
介護予防給付費	25,252	26,804	28,680
総給付費	1,519,697	1,586,875	1,672,713

２　保険料の設定

（１）保険料の設定

① 介護保険事業費の負担割合

介護保険事業に必要な費用は、公費（国・県・市）、第１号被保険者・第２号被保険者の保険料で負担します。第１号被保険者の負担割合は、前回計画では全体の 22%でしたが、本計画では23%となります。

■介護保険事業費の負担割合

区分		第１号被保険者保険料	第２号被保険者保険料	本町	県	国	調整交付金
標準給付費	居宅給付費	23.00%	27.00%	12.50%	12.50%	20.00%	5.00%
	施設等給付費	23.00%	27.00%	12.50%	17.50%	15.00%	5.00%
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	23.00%	27.00%	12.50%	12.50%	20.00%	5.00%
	包括的支援事業・任意事業費	23.00%		19.25%	19.25%	38.50%	

② 所得段階別の保険料割合

本町における所得段階別の保険料割合（基準額に対する割合）を以下のとおり設定します。

■所得段階別の保険料割合の設定

所得段階	合計所得金額	高齢者の割合	基準額に対する割合
第１段階		12.3%	0.5
第２段階		6.6%	0.75
第３段階		5.7%	0.75
第４段階		15.8%	0.9
第５段階		16.2%	1.0
第６段階		17.6%	1.2
第７段階	1,200,000 円	12.7%	1.3
第８段階	2,000,000 円	7.3%	1.5
第９段階	3,000,000 円	2.7%	1.7
第 10 段階	4,000,000 円	1.5%	1.8
第 11 段階	6,000,000 円	0.7%	1.9
第 12 段階	8,000,000 円	1.1%	2.0

③ 標準給付費の見込み

標準給付費の見込みは以下の通りです。

■標準給付費の見込

（単位：円）

区　分	H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	1,518,868,892	1,604,591,354	1,711,415,038
総給付費	1,519,697,000	1,586,875,000	1,672,713,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	828,108	1,308,494	1,406,162
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	19,024,848	40,108,200
特定入所者介護サービス費等給付額	49,903,029	49,903,029	49,903,029
高額介護サービス費等給付額	15,981,000	17,410,000	19,757,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,743,000	9,525,000	10,809,000
算定対象審査支払手数料	668,372	728,110	826,302
標準給付費見込額	1,594,164,293	1,682,157,493	1,792,710,369

④ 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込みは以下の通りです。

■地域支援事業費の見込

（単位：円）

区　分	H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
地域支援事業費	83,565,000	84,850,000	86,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	49,410,000	50,170,000	51,000,000
包括的支援事業・任意事業費	34,155,000	34,680,000	35,000,000

⑤ 保険料基準額の算定

第１号被保険者の介護保険料基準額（月額）は次のように算出しました。

■第１号被保険者数

（単位：人）

区　分	H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
第１号被保険者数	6,679	6,714	6,789
前期高齢者数	3,413	3,348	3,360
後期高齢者数	3,266	3,366	3,429
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ａ）	7,010	7,046	7,124

■保険料収納必要額

（単位：円）

区　分	H30（2018）年度	H31（2019）年度	H32（2020）年度
標準給付費見込額（B）	1,594,164,293	1,682,157,493	1,792,710,369
地域支援事業費（C）	83,565,000	84,850,000	86,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費（C’）	49,410,000	50,170,000	51,000,000
第１号被保険者負担割合（D）	23%	23%	23%
第１号被保険者負担分相当額（E）※1	385,877,737	406,411,723	432,103,385
調整交付金相当額（F）※2	82,178,715	86,616,375	92,185,518
調整交付金交付割合（G）※3	3.16%	3.36%	3.40%
調整交付金見込額（H）※4	51,937,000	58,206,000	62,686,000
財政安定化基金拠出金見込額（Ｉ）			0
財政安定化基金取崩による交付額（Ｊ）			0
準備基金取崩額（Ｋ）			24,000,000
市町村特別給付費等（Ｌ）	0	0	0
保険料収納必要額（M）※5			1,288,544,453
予定保険料収納率見込（Ｎ）			99.40%

※1　第１号被保険者負担分相当額（E）＝［標準給付費（B）＋地域支援事業費（C）］×［（D）23%］

※2　調整交付金相当額（F）＝　［標準給付費（B）＋介護予防・日常生活支援総合事業費（C’）］×［5%］

※3　小数第２位以下の端数がありますが、表記上小数第２位までとしています。

※4　調整交付金見込額（H）＝［標準給付費（B）＋介護予防・日常生活支援総合事業費（C’）］×［調整交付金交付割合（G）］（千円未満切捨て）

※5　保険料収納必要額（M）＝（E）＋（F）－（H）＋（Ｉ）－（Ｊ）－（Ｋ）＋（Ｌ）

保険料基準額の算出方法は以下の通りです。

■保険料基準額の算出方法

保険料基準額（月額）＝

保険料収納必要額（M）

÷予定保険料収納率見込（Ｎ）

÷弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ａ）

÷12ヶ月

本計画期間中の保険料基準額は以下の通りです。平成 37（2025）年度を見据えて、本計画期間中の保険料を設定しました。

■保険料基準額

	月額	年額
第７期保険料基準額	5,100 円※1	61,200 円

※1　基準額に対する割合で年額保険料額を算出する際に、100 円未満の端数は切り捨てています。

本計画期間中の各所得段階別介護保険料は以下の通りです。

■所得段階別介護保険料

段階	基準額に対する割合	年額	対象者
第１段階	0.50 （0.45）※2	30,600 円 （27,500 円）※2	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第２段階	0.75	45,900 円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人
第３段階	0.75	45,900 円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第１段階、第２段階に該当しない人
第４段階	0.90	55,000 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第５段階	1.00	61,200 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第 4 段階に該当しない人
第６段階	1.20	73,400 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第７段階	1.30	79,500 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第８段階	1.50	91,800 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人
第９段階	1.70	104,000 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人
第 10 段階	1.80	110,100 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人
第 11 段階	1.90	116,200 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第 12 段階	2.00	122,400 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人

※2　（ ）内は、公費負担による保険料軽減後の数値です。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

（１）庁内、社会福祉協議会との連携強化

本計画の推進にあたり、担当課である福祉課だけでなく、関連する庁内の部、課が連携し、高齢者福祉施策の推進や介護保険事業の運営を行います。庁内で調整会議等を開催し、情報の共有や意見の交換を行い、効率的かつ、効果的に計画を推進できるよう、体制の整備を図ります。

また、本計画で示している事業の中には、社会福祉協議会を所管とするものもあるため、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、庁内の調整会議への参画を図る等、社会福祉協議会とも一体となって本計画を推進します。

（２）県、関係機関、団体、専門職との連携強化

本計画の推進にあたり、関連する庁内の部、課や社会福祉協議会との連携だけでなく、保健、福祉、医療、介護の専門職や地域のボランティア、老人クラブ等の地域の団体、民生・児童委員、シルバー人材センター等と連携する体制の整備を図ります。

また、介護保険サービス事業者等に対する支援の充実を図るため、地域包括支援センターの強化に努めます。

（３）専門職等関係者の資質向上

本計画の推進にあたっては、関連する庁内の部、課の担当職員や介護保険サービス事業所等の専門職、地域の民生・児童委員等、多種多様な人が関わります。本計画に関わる人を対象とした研修等の開催に努め、関係者の資質向上を図ります。

２　計画の進行管理

（１）町民への公表、周知

本町のホームページ上に本計画の内容を公表し、町民に対して広く周知を図ります。

（２）計画の進行管理

高齢者福祉に係る事業や介護保険事業の運営について、各事業の担当課が進捗状況を自己評価することで、本計画の進行管理を行います。

自己評価にあたり、計画（Ｐｌａｎ）・実行（Ｄｏ）・評価（Ｃｈｅｃｋ）・改善（Ａｃｔ）のＰＤＣＡサイクルを活用し、各事業の改善を図ります。

介護保険事業については、運営状況を美浜町介護保険運営協議会へ定期的に報告し、美浜町介護保険運営協議会が内容を精査することで、介護保険事業の改善に努めます。

資料編

1　本計画策定の経過

■本計画策定の経過

実施日	内容
平成 29 年５月 11 日（木）	平成 29 年度第1回美浜町介護保険運営協議会 （1）平成 28 年度介護保険事業実績について （2）美浜町地域包括ケアシステム推進協議会の進捗状況について
平成 29 年 10 月 19 日（木）	平成 29 年度第2回美浜町介護保険運営協議会 （1）計画骨子案について
平成 29 年 12 月 14 日（木）	平成 29 年度第3回美浜町介護保険運営協議会 （1）計画素案について （2）介護給付費等の見込み及び介護保険料の推定額について
平成 30 年１月５日（金）～ 平成 30 年２月５日（月）	パブリックコメントの実施
平成 30 年２月 22 日（木）	平成 29 年度第4回美浜町介護保険運営協議会 （1）パブリックコメントの報告について （2）計画最終案について

２　美浜町介護保険運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条の規定により介護保険事業（以下「事業」という。）の公正な事業をすすめるための監視機関として、美浜町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　協議会は、次の事項について協議する。

⑴ 公正な事業をすすめるための監視に関すること。

⑵ 事業に関する指導に関すること。

⑶ その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

⑷ 介護保険事業等策定計画に関すること。

（委員及び任期）

第３条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

⑴ 学識経験を有する者

⑵ 被保険者

⑶ 福祉団体関係者

⑷ 行政機関関係者

⑸ 医師、歯科医師及び薬剤師

⑹ その他町長が認める者

２　委員の任期は２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は会長が召集し、議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　協議会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

４　会長は、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、決裁の日から施行し平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

３　委員名簿

■委員名簿

番号	所属	職名	氏名	関係部門
1	知多郡医師会美浜支部	代　表	辻　　克 人	第３条第５号 医師、歯科医師及び薬剤師
2	知多郡南部歯科医師会	代　表	平 野 浩 康	第３条第５号 医師、歯科医師及び薬剤師
3	美浜南知多薬剤師会美浜支部	代　表	須 田 敏 治	第３条第５号 医師、歯科医師及び薬剤師
4	特別養護老人ホームビラ・オレンジ	施設長	渡邊多恵子	第３条第３号 福祉団体関係者
5	知多厚生病院	事務部長	池 田 智 志	第３条第３号 福祉団体関係者
6	愛知県半田保健所	健康支援課長	和久田月子	第３条第４号 行政機関関係者
7	愛知県知多福祉相談センター	次長兼 地域福祉課長	小野田和生	第３条第４号 行政機関関係者
8	美浜町社会福祉協議会	会　長	横 田 全 博	第３条第３号 福祉団体関係者
9	美浜町民生・児童委員協議会	会　長	木 村 千 穂	第３条第３号 福祉団体関係者
10	美浜町老人クラブ連合会	会　長	森 田 敏 光	第３条第２号 被保険者
11	美浜町老人クラブ連合会	副会長	久 木 征 昭	第３条第２号 被保険者
12	美浜食生活バランス研究会	会　長	越前智恵子	第３条第３号 福祉団体関係者
13	美浜女性の会	会　長	大 嵜 暁 美	第３条第３号 福祉団体関係者
14	日本福祉大学健康社会研究センター	研究員	笹 川　　修	第３条第１号 学識経験を有する者

４　介護保険サービスの利用状況

（１）介護サービスの利用状況

介護サービスの利用状況は以下の通りです。

■介護サービスの利用状況

サービスの種類		H27（2015）年度			H28（2016）年度		
		計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
（１）居宅サービス							
訪問介護	回数	2,319 回	1,687 回	72.7%	2,514 回	1,609 回	64.0%
	人数	134 人	136 人	101.4%	142 人	127 人	89.4%
訪問入浴介護	回数	78 回	129 回	165.4%	78 回	108 回	138.5%
	人数	15 人	11 人	73.3%	15 人	9 人	60.0%
訪問看護	回数	633 回	606 回	95.7%	732 回	603 回	82.4%
	人数	75 人	50 人	66.7%	92 人	50 人	54.3%
訪問リハビリテーション	回数	190 回	139 回	73.2%	196 回	130 回	66.3%
	人数	14 人	11 人	78.6%	15 人	11 人	73.3%
居宅療養管理指導	人数	47 人	34 人	72.3%	48 人	37 人	77.1%
通所介護	回数	2,829 回	3,118 回	110.2%	2,495 回	2,709 回	108.6%
	人数	284 人	245 人	86.3%	259 人	216 人	83.4%
通所リハビリテーション	回数	817 回	1,028 回	125.8%	913 回	993 回	108.8%
	人数	99 人	85 人	85.9%	113 人	81 人	71.7%
短期入所生活介護	日数	913 日	1,011 日	110.7%	985 日	1,056 日	107.2%
	人数	78 人	85 人	109.0%	82 人	83 人	101.2%
短期入所療養介護（老健）	日数	80 日	186 日	232.5%	77 日	172 日	223.4%
	人数	10 人	16 人	160.0%	10 人	14 人	140.0%
短期入所療養介護（病院等）	日数	21 日	32 日	152.4%	22 日	28 日	127.3%
	人数	2 人	3 人	150.0%	2 人	2 人	100.0%
福祉用具貸与	人数	276 人	268 人	97.1%	307 人	266 人	86.6%
特定福祉用具購入費	人数	72 人	74 人	104.2%	78 人	57 人	73.1%
住宅改修費	人数	59 人	70 人	118.6%	63 人	67 人	106.3%
特定施設入居者生活介護	人数	18 人	12 人	66.7%	21 人	13 人	61.9%

サービスの種類		H27（2015）年度			H28（2016）年度		
		計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
（２）地域密着型サービス							
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
夜間対応型訪問介護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
認知症対応型通所介護	回数	93 回	89 回	95.7%	118 回	80 回	67.8%
	人数	6 人	7 人	116.7%	6 人	7 人	116.7%
小規模多機能型居宅介護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
認知症対応型共同生活介護	人数	21 人	15 人	71.4%	24 人	12 人	50.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
地域密着型通所介護	回数				441 回	417 回	94.6%
	人数				49 人	34 人	69.4%
（３）施設サービス							
介護老人福祉施設	人数	127 人	118 人	92.9%	133 人	121 人	91.0%
介護老人保健施設	人数	68 人	53 人	77.9%	75 人	60 人	80.0%
介護療養型医療施設	人数	17 人	12 人	70.6%	17 人	13 人	76.4%
（４）居宅介護支援	人数	416 人	436 人	104.8%	424 人	432 人	101.9%

（２）介護予防サービスの利用状況

介護予防サービスの利用状況は以下の通りです。

■介護予防サービスの利用状況

サービスの種類		H27（2015）年度			H28（2016）年度		
		計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
（１）居宅介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数	54 人	60 人	111.1%	59 人	62 人	105.1%
介護予防訪問入浴介護	回数	0 回	0 回	－	0 回	0 回	－
	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
介護予防訪問看護	回数	26 回	48 回	184.6%	28 回	44 回	157.1%
	人数	5 人	4 人	80.0%	6 人	4 人	66.7%
介護予防訪問リハビリテーション	回数	6 回	12 回	200.0%	6 回	21 回	350.0%
	人数	2 人	1 人	50.0%	2 人	2 人	100.0%
介護予防居宅療養管理指導	人数	3 人	2 人	66.7%	3 人	2 人	66.7%
介護予防通所介護	人数	42 人	55 人	131.0%	44 人	55 人	125.0%
介護予防通所リハビリテーション	人数	67 人	23 人	34.3%	74 人	24 人	32.4%
介護予防短期入所生活介護	日数	6 日	19 日	316.7%	6 日	22 日	366.7%
	人数	1 人	2 人	200.0%	1 人	2 人	200.0%
介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	0 日	2 日	－	0 日	1 日	－
	人数	0 人	1 人	－	0 人	1 人	－
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数	0 日	0 日	－	0 日	0 日	－
	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
介護予防福祉用具貸与	人数	53 人	47 人	88.7%	62 人	51 人	82.3%
特定介護予防福祉用具購入費	人数	22 人	12 人	54.5%	22 人	15 人	68.2%
介護予防住宅改修	人数	34 人	21 人	61.8%	35 人	24 人	68.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	2 人	0 人	－	2 人	0 人	0.0%
（２）地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0 回	0 回	－	0 回	0 回	－
	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0 人	0 人	－	0 人	0 人	－
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0 人	5 人	－	0 人	11 人	－
介護予防地域密着型通所介護	人数						
（３）介護予防支援	人数	152 人	146 人	95.4%	173 人	151 人	87.3%

（３）介護サービスの給付状況

介護サービスの給付状況は以下の通りです。

■介護サービスの給付状況　（千円）

サービスの種類	H27（2015）年度			H28（2016）年度		
	計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
居宅サービス	704,745	632,512	89.8%	714,908	567,698	79.4%
訪問介護	94,634	81,315	85.9%	102,564	75,035	73.2%
訪問入浴介護	10,691	6,401	59.9%	10,691	5,794	54.2%
訪問看護	36,795	21,267	57.8%	43,262	21,095	48.8%
訪問リハビリテーション	6,156	6,112	99.3%	6,368	5,655	88.8%
居宅療養管理指導	4,668	3,894	83.4%	4,726	4,471	94.6%
通所介護	272,574	247,913	91.0%	238,236	205,772	86.4%
通所リハビリテーション	81,538	74,980	92.0%	91,987	69,764	75.8%
短期入所生活介護	88,965	89,375	100.5%	97,814	84,996	86.9%
短期入所療養介護（老健）	10,531	13,908	132.1%	10,136	12,137	119.7%
短期入所療養介護（病院等）	4,053	4,729	116.7%	4,295	2,726	63.5%
福祉用具貸与	44,214	45,991	104.0%	48,467	42,892	88.5%
特定福祉用具購入費	1,998	2,176	108.9%	2,293	1,481	64.6%
住宅改修	8,279	5,782	69.8%	8,614	5,296	61.5%
特定施設入居者生活介護	39,649	28,669	72.3%	45,455	30,584	67.3%
地域密着型サービス	64,890	49,900	76.9%	118,780	75,987	64.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	－	0	0	－
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
認知症対応型通所介護	10,577	7,756	73.3%	13,529	8,999	66.5%
小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
認知症対応型共同生活介護	54,313	42,144	77.6%	61,151	32,721	53.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	－	0	0	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護				44,100	34,268	77.7%
施設サービス	641,287	565,330	88.2%	678,582	593,390	87.4%
介護老人福祉施設	375,309	355,046	94.6%	391,979	359,460	91.7%
介護老人保健施設	201,736	160,458	79.5%	222,361	183,260	82.4%
介護療養型医療施設	64,242	49,826	77.6%	64,242	50,671	78.9%
居宅介護支援	64,364	71,004	110.3%	64,954	69,764	107.4%

（４）介護予防サービスの給付状況

介護予防サービスの給付状況は以下の通りです。

■介護予防サービスの給付状況　（千円）

サービスの種類	H27（2015）年度			H28（2016）年度		
	計画値	実績	計画値との比較	計画値	実績	計画値との比較
居宅サービス	57,954	44,686	77.1%	64,909	46,031	70.9%
介護予防訪問介護	9,814	10,223	104.2%	10,933	11,200	102.4%
介護予防訪問入浴介護	0	0	－	0	0	－
介護予防訪問看護	1,898	1,160	61.1%	1,993	997	50.0%
介護予防訪問リハビリテーション	170	266	156.7%	170	449	264.2%
介護予防居宅療養管理指導	248	110	44.5%	276	145	52.5%
介護予防通所介護	19,146	19,615	102.5%	21,562	18,812	87.2%
介護予防通所リハビリテーション	17,034	8,067	47.4%	19,592	8,095	41.3%
介護予防短期入所生活介護	200	443	221.6%	200	519	259.7%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	39	－	0	28	－
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	－	0	0	－
介護予防福祉用具貸与	3,454	2,825	81.8%	4,077	3,251	79.7%
特定介護予防福祉用具購入費	455	303	66.5%	455	344	75.6%
介護予防住宅改修	3,017	1,634	54.2%	3,133	2,191	69.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	2,518	0	0.0%	2,518	0	0.0%
地域密着型サービス	0	1,173	－	0	2,500	－
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	－	0	0	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1,173	－	0	2,500	－
介護予防地域密着型通所介護						
介護予防支援	7,563	7,720	102.1%	8,631	7,984	92.5%

５　要介護リスクに関する調査結果分析

（１）美浜町「健康とくらしの調査」の概要

「健康とくらしの調査」は、国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター老年学評価研究部に事務局本部をおく「日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクト」の研究知見に基づき、地域包括ケアシステムの５つの領域のうち、特に介護予防に着目し、まとめたものです。概要は以下の通りとなっています。

項目	内容
調査対象者	平成28年４月１日時点で65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者
対象者数	5,382人
調査方法	郵送法
調査期間	平成28年10月３日～平成28年10月24日
回収結果	3,755件（回収率69.8%）

（２）美浜町「健康とくらしの調査」の地域診断結果の概要

本調査に参加した 35 介護保険者 40 市町村のうち、18 介護保険者 20 市町村※を「中小市町村」とし、本町との比較を行いました。

※　大雪広域連合、音更町、余市町、苫前町（北海道）、十和田市（青森県）、岩沼市（宮城県）、益子町（栃木県）、長柄町（千葉県）、中央市、早川町（山梨県）、森町、小山町（静岡県）、南知多町、美浜町、武豊町（愛知県）、度会町（三重県）、松浦市（長崎県）、御船町（熊本県）。保険者の中には要介護と要支援も調査対象者に含めている保険者がある 。本来ならば除外して集計するところであるが、本報告書ではこれらの対象者の回答も合わせて集計している。

【高齢者全体の結果の比較】

高齢者全体では、「物忘れが多い者の割合」が中小市町村平均に比べて高くなっています。また、前期高齢者では、「就労していない者の割合」が高く、これらの調査項目が、本町の介護予防における重点課題だと考えられます。

【年齢区分別の結果の比較】

「要介護リスク」「就労」「社会参加」「社会的ネットワーク」について、年齢区分別で中小市町村と比較して差がみられるものをまとめました。

（ア）要介護リスク：虚弱者の割合

虚弱者の割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて「85 歳以上」で低くなっています。

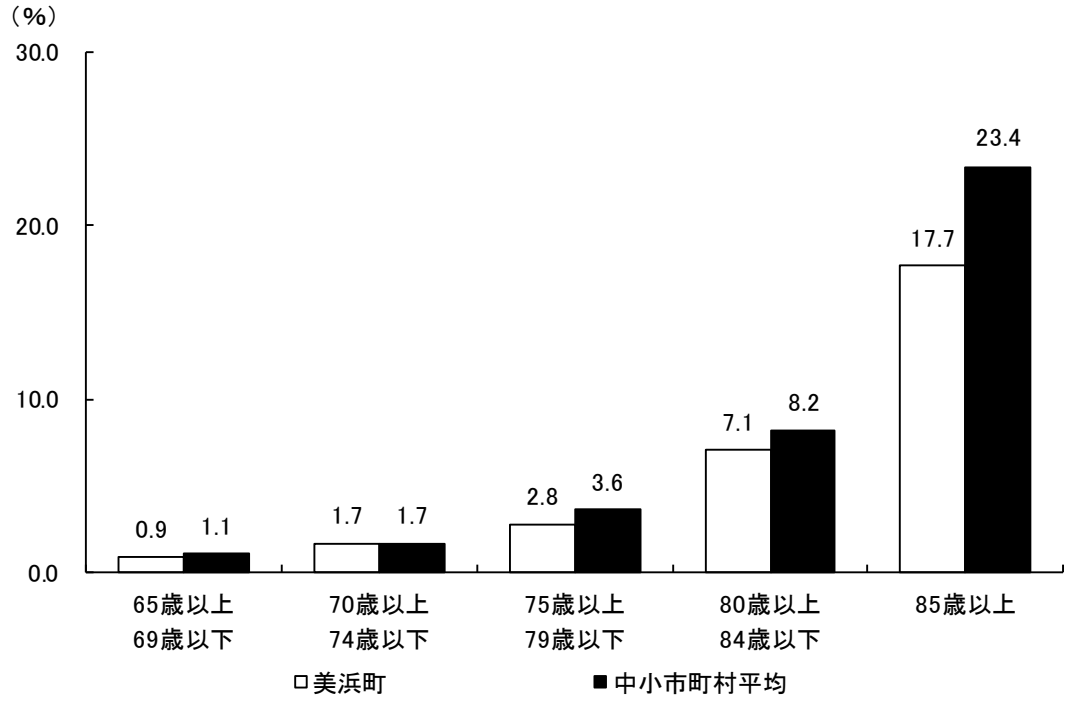

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	10	16	21	35	48	130
	該当者割合（%）	0.9	1.7	2.8	7.1	17.7	3.6
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	173	220	394	647	1,200	2,634
	該当者割合（%）	1.1	1.7	3.6	8.2	23.4	5.0

（イ）要介護リスク：運動機能低下者の割合

運動機能低下者の割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、特に「80 歳以上 84 歳以下」「85 歳以上」で低くなっています。

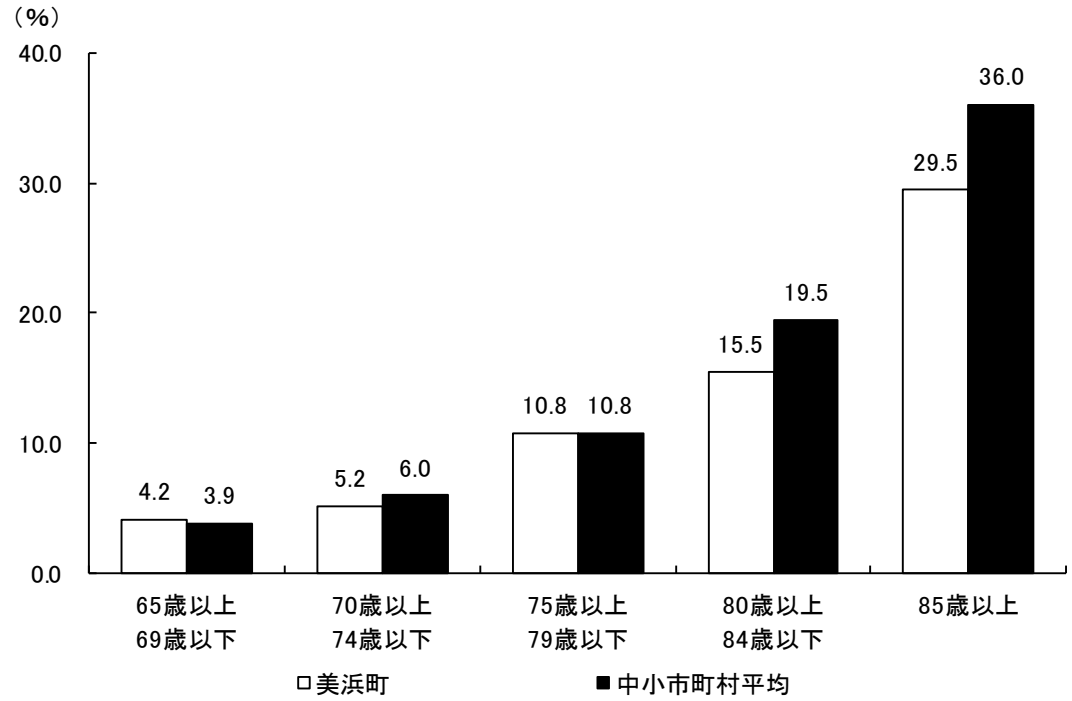

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	48	48	81	77	80	334
	該当者割合（%）	4.2	5.2	10.8	15.5	29.5	9.3
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	616	758	1,188	1,543	1,845	5,950
	該当者割合（%）	3.9	6.0	10.8	19.5	36.0	11.3

（ウ）要介護リスク：１年間で転倒があった割合

１年間で転倒があった割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、「80 歳以上 84 歳以下」「85 歳以上」で高くなっています。また、「65 歳以上 69 歳以下」「70 歳以上 74 歳以下」でやや低くなっています。

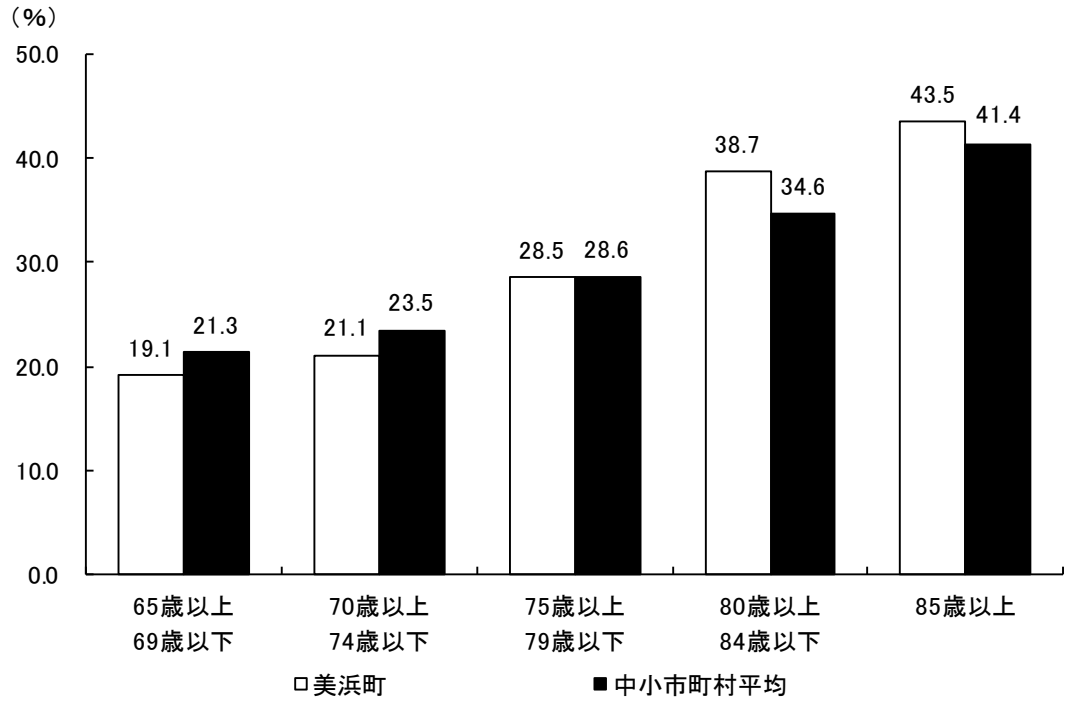

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	221	197	213	192	118	941
	該当者割合（%）	19.1	21.1	28.5	38.7	43.5	26.1
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	3,374	2,960	3,151	2,736	2,122	14,343
	該当者割合（%）	21.3	23.5	28.6	34.6	41.4	27.3

（エ）要介護リスク：物忘れが多い人の割合

物忘れが多い人の割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、いずれの年齢区分でも高くなっています。

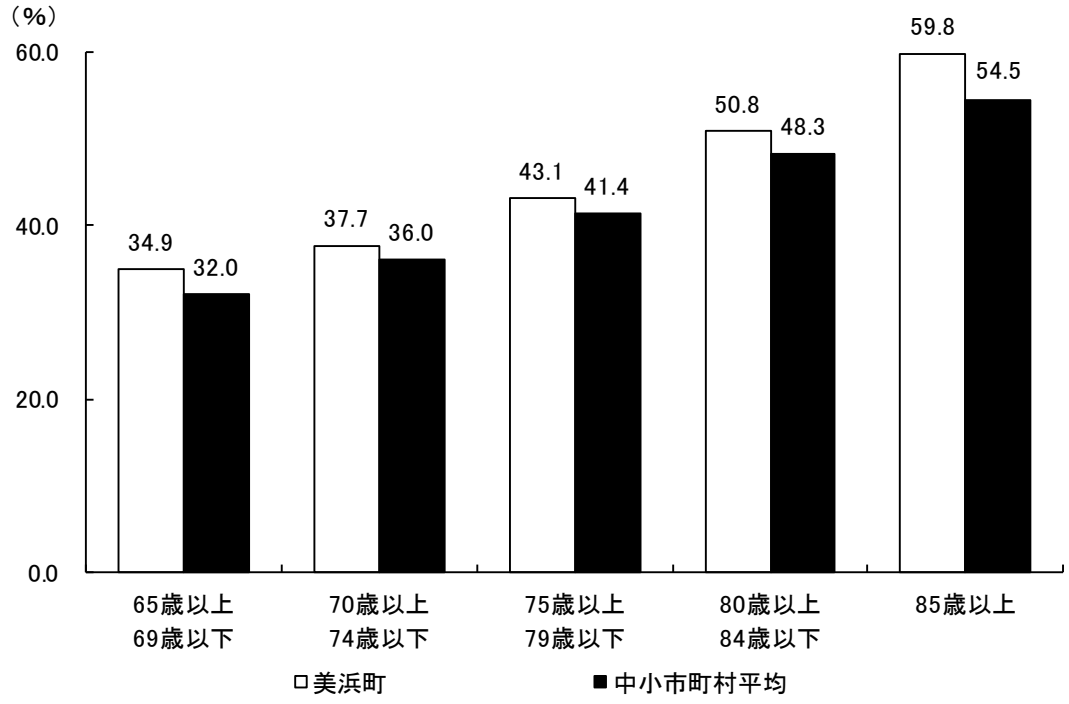

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	403	351	322	252	162	1,490
	該当者割合（%）	34.9	37.7	43.1	50.8	59.8	41.4
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	5,072	4,549	4,569	3,826	2,791	20,807
	該当者割合（%）	32.0	36.0	41.4	48.3	54.5	39.6

（オ）要介護リスク：閉じこもりの割合

閉じこもりの割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、いずれの年齢区分でも低く、特に「85 歳以上」で低くなっています。

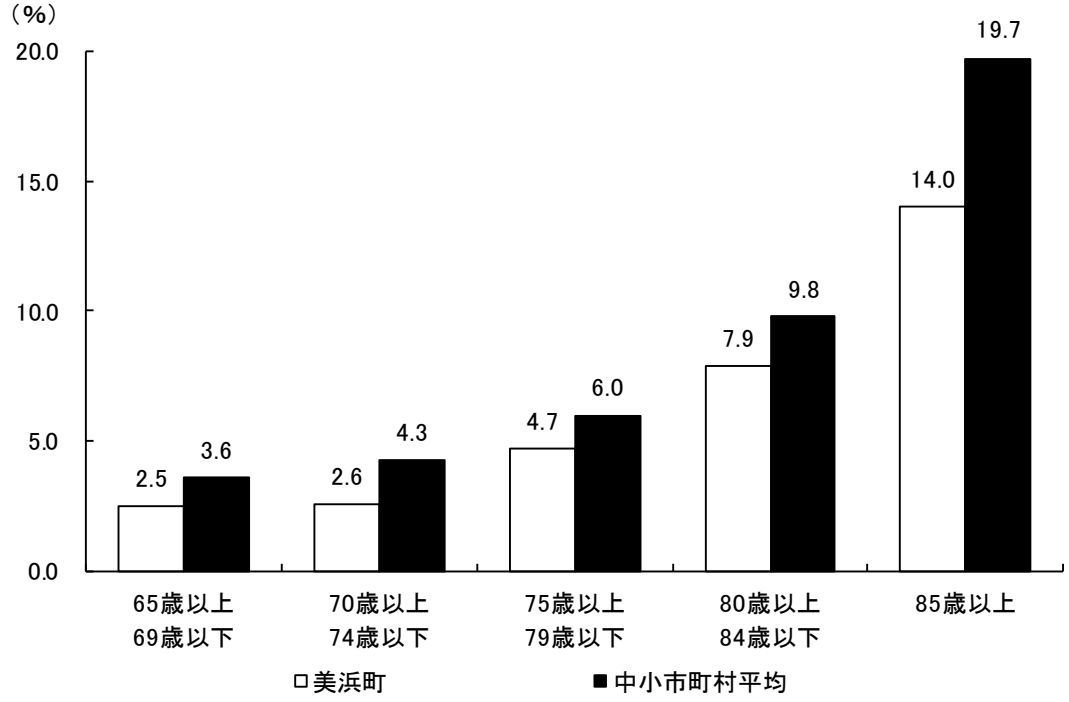

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	29	24	35	39	38	165
	該当者割合（%）	2.5	2.6	4.7	7.9	14.0	4.6
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	564	537	658	772	1,008	3,539
	該当者割合（%）	3.6	4.3	6.0	9.8	19.7	6.7

（カ）要介護リスク：うつの割合

うつの割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、特に「85 歳以上」で低くなっています。

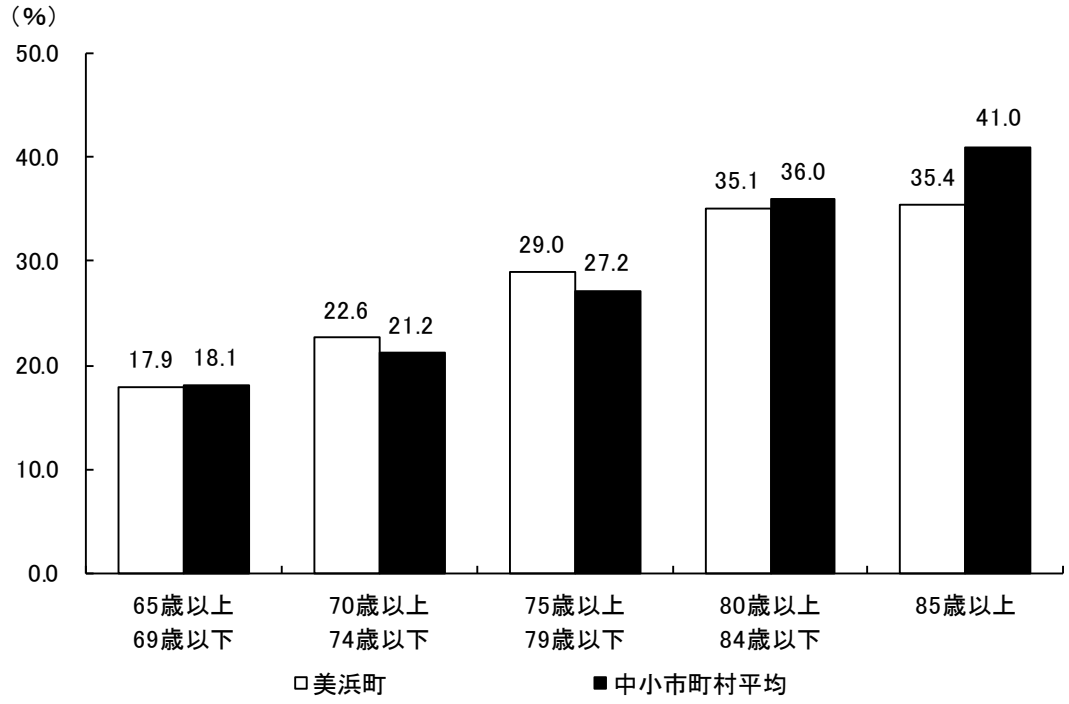

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	207	211	217	174	96	905
	該当者割合（%）	17.9	22.6	29.0	35.1	35.4	25.1
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	2,865	2,669	3,002	2,849	2,102	13,487
	該当者割合（%）	18.1	21.2	27.2	36.0	41.0	25.7

（キ）要介護リスク：認知症リスクの割合

認知症リスクの割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、特に「80 歳以上 84 歳以下」「85 歳以上」で低くなっています。

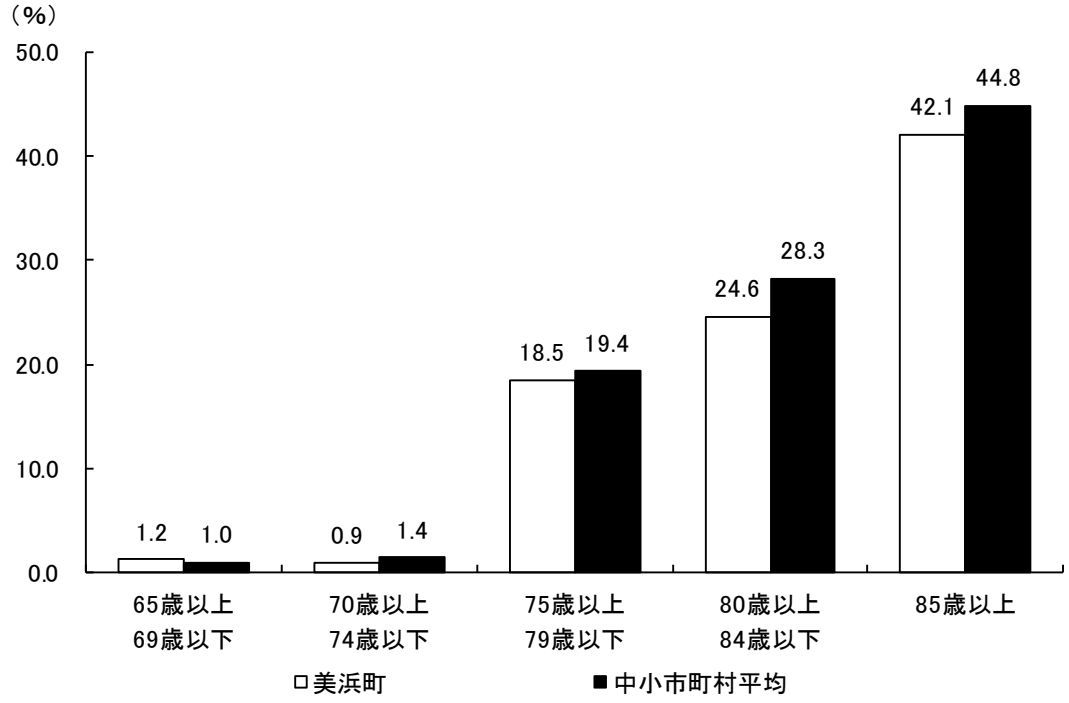

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	14	8	138	122	114	396
	該当者割合（%）	1.2	0.9	18.5	24.6	42.1	11.0
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	157	174	2,142	2,244	2,297	7,014
	該当者割合（%）	1.0	1.4	19.4	28.3	44.8	13.4

（ク）就労：就労していない人の割合

就労していない人の割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、いずれの年齢区分でも高く、特に「85 歳以上」で高くなっています。

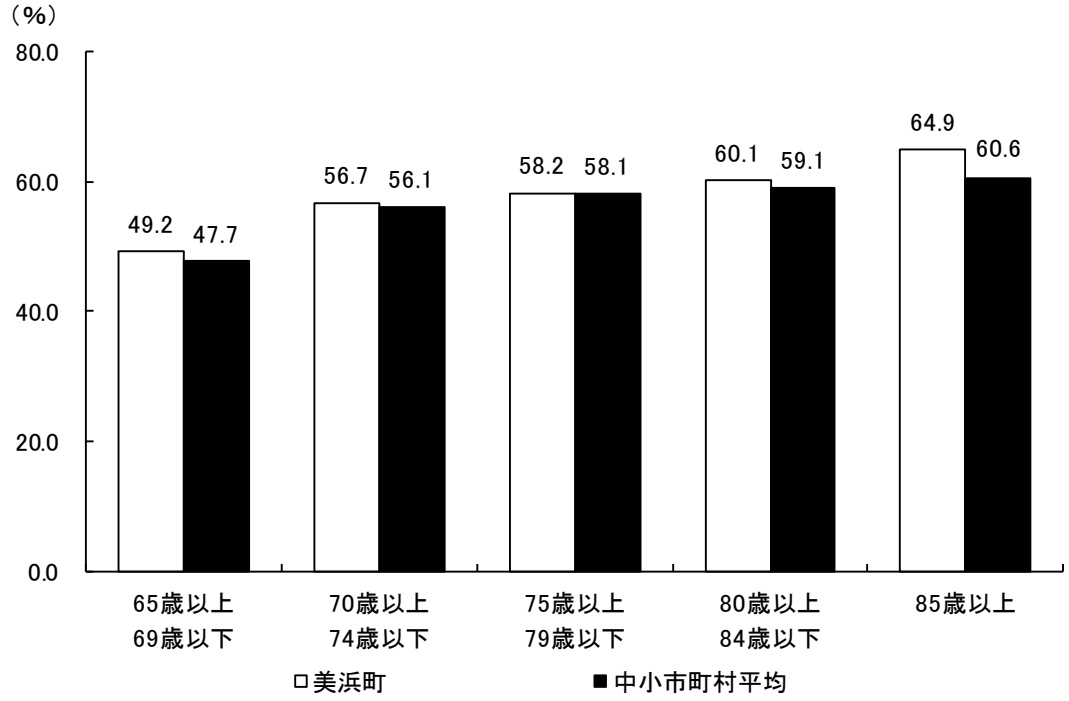

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	569	528	435	298	176	2,006
	該当者割合（%）	49.2	56.7	58.2	60.1	64.9	55.7
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	7,560	7,084	6,414	4,679	3,107	28,844
	該当者割合（%）	47.7	56.1	58.1	59.1	60.6	54.9

（ケ）社会参加：スポーツの会参加者割合

スポーツの会参加者割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、「85 歳以上」で低くなっています。また、「65 歳以上 69 歳以下」でやや高くなっています。

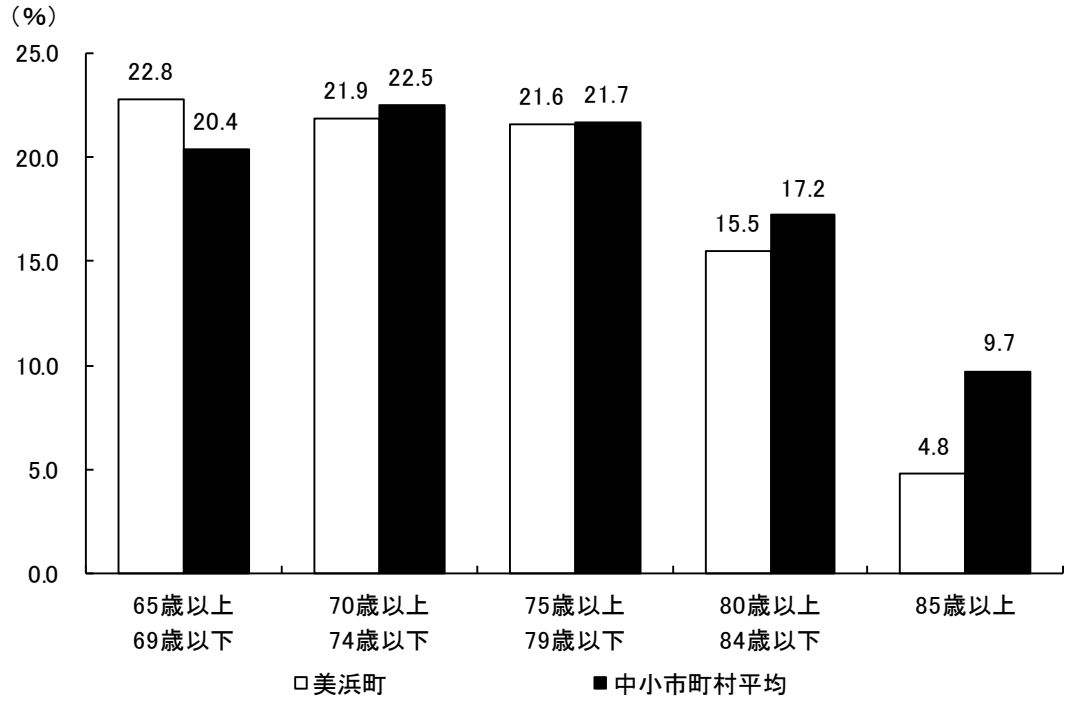

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	263	204	161	77	13	718
	該当者割合（%）	22.8	21.9	21.6	15.5	4.8	19.9
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	3,231	2,836	2,398	1,361	496	10,322
	該当者割合（%）	20.4	22.5	21.7	17.2	9.7	19.7

（コ）社会参加：趣味の会参加者割合

趣味の会参加者割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、特に「65 歳以上 69 歳以下」で高くなっています。

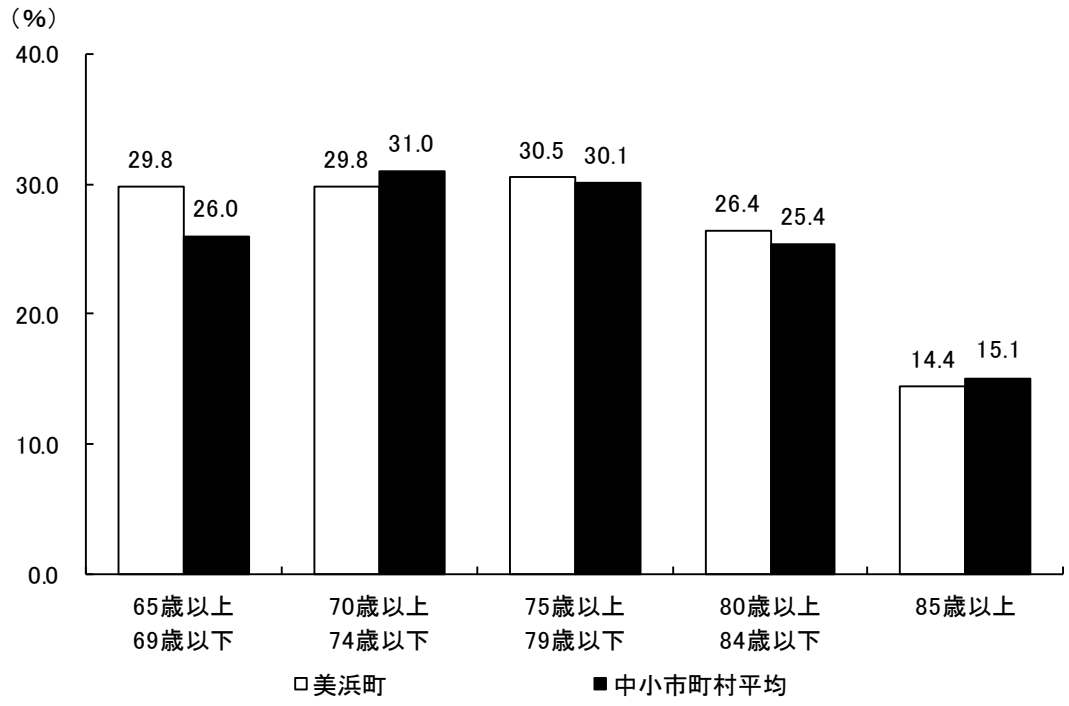

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	345	278	228	131	39	1,021
	該当者割合（%）	29.8	29.8	30.5	26.4	14.4	28.3
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	4,114	3,913	3,318	2,012	776	14,133
	該当者割合（%）	26.0	31.0	30.1	25.4	15.1	26.9

（サ）社会的ネットワーク：友人知人と会う頻度が高い人の割合

友人知人と会う頻度が高い人の割合に関して、美浜町は中小市町村平均に比べて、いずれの年齢区分でも高く、特に「65 歳以上 69 歳以下」「75 歳以上 79 歳以下」で高くなっています。

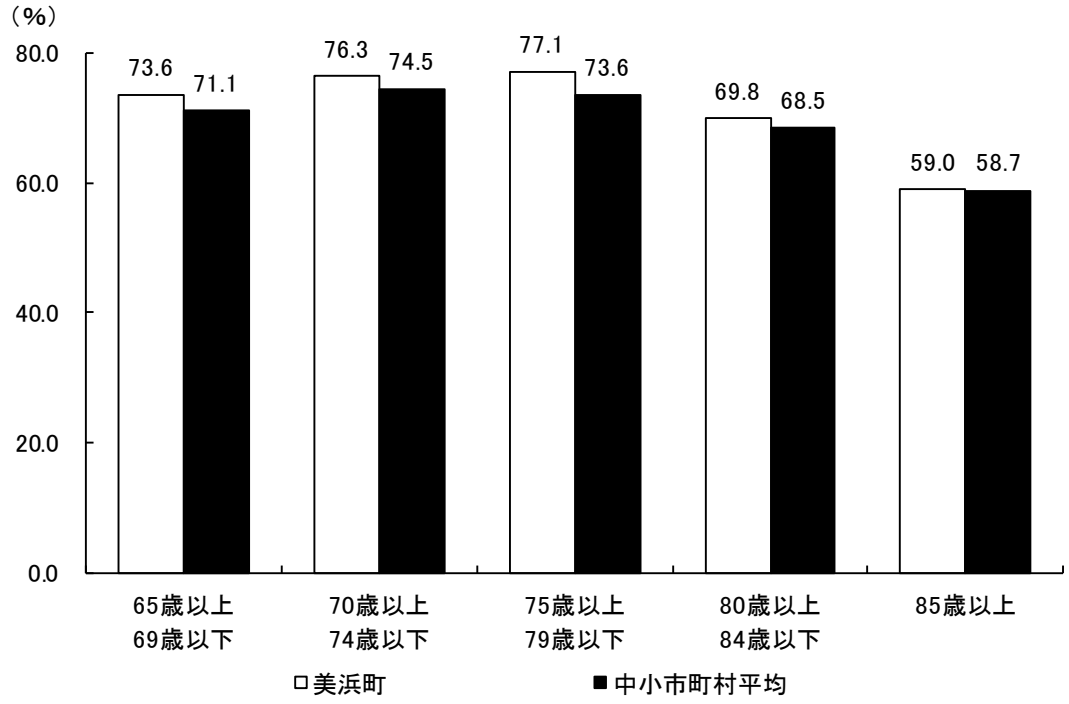

		65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
美浜町	回答者総数（人）	1,156	932	747	496	271	3,602
	該当者数（人）	851	711	576	346	160	2,644
	該当者割合（%）	73.6	76.3	77.1	69.8	59.0	73.4
中小市町村平均	回答者総数（人）	15,833	12,619	11,032	7,917	5,123	52,524
	該当者数（人）	11,262	9,401	8,124	5,422	3,007	37,216
	該当者割合（%）	71.1	74.5	73.6	68.5	58.7	70.9

【高齢者福祉施策について】

「健康とくらしの調査」の中小市町村の共通設問以外の設問の結果をまとめました。

（シ）参加したい地域の催し

地域で参加してみたい催しは、「認知症予防に関するもの」（29.0%）「体操教室など運動に関するもの」（25.2%）があげられます。一方で、「いずれにも参加したいと思わない」が 34.7%ともっとも高くなっています。

年齢別にみると、「体操教室など運動に関するもの」「料理教室や栄養指導など食事に関するもの」は年齢が高くなるにつれて低くなる傾向がみられます。

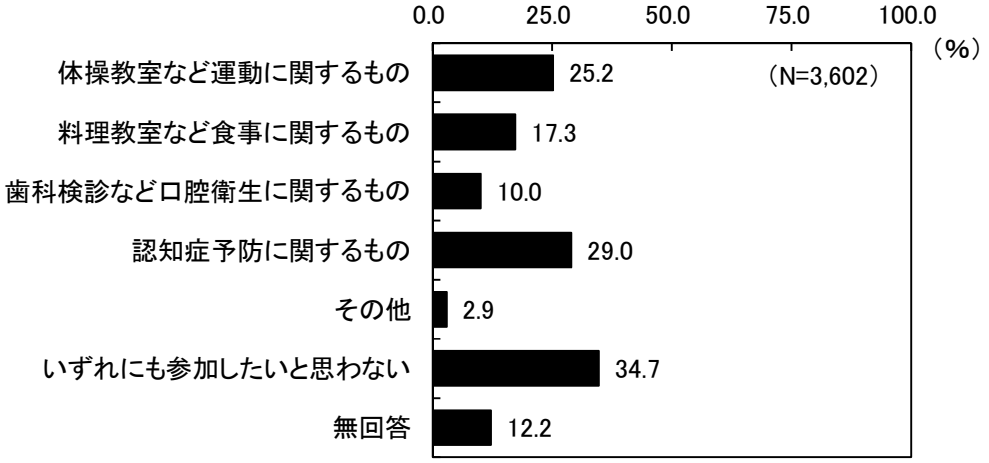

（%）

	65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
体操教室など 運動に関するもの	32.2	27.3	22.8	15.1	12.9	32.2
料理教室など 食事に関するもの	21.4	18.5	16.7	12.1	6.6	21.4
歯科検診など口腔 衛生に関するもの	9.6	9.8	11.5	10.9	7.4	9.6
認知症予防に 関するもの	26.5	29.9	32.0	30.2	25.8	26.5
その他	2.9	2.8	2.5	3.8	2.6	2.9
いずれにも参加 したいと思わない	35.7	34.9	31.3	32.5	43.5	35.7

（ス）利用したい生活サービス

利用したい生活援助サービスは、「掃除」（8.2%）、「買い物」（7.4%）があげられます。一方で、「利用したいサービスはない」が 61.2%ともっとも高くなっています。

年齢別にみると、「買い物」は年齢が高くなるにつれて高くなる傾向が、「利用したいサービスはない」は年齢が高くなるにつれて低くなる傾向がみられます。

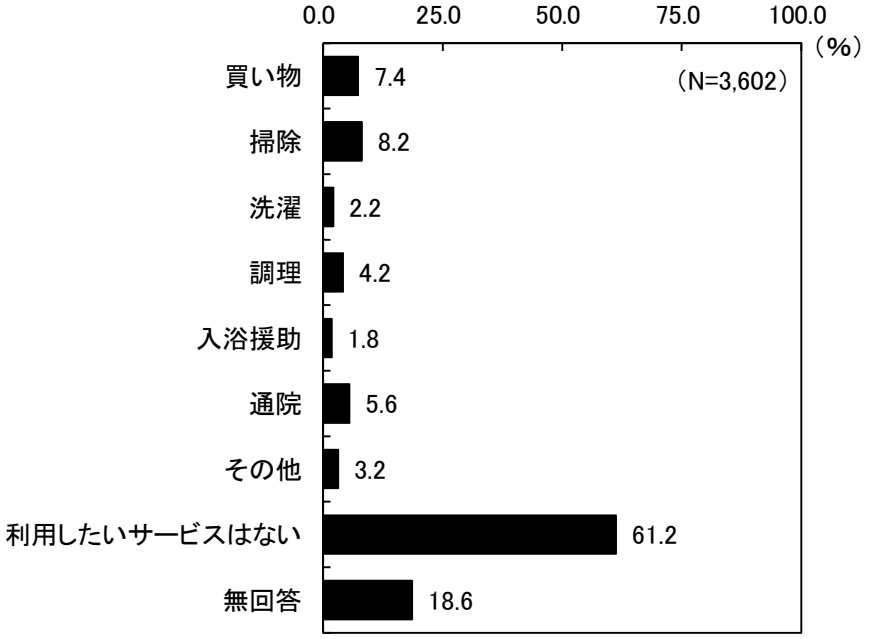

（%）

	65 歳以上 69 歳以下	70 歳以上 74 歳以下	75 歳以上 79 歳以下	80 歳以上 84 歳以下	85 歳以上	合計
買い物	4.6	6.7	8.7	10.5	12.2	4.6
掃除	8.4	6.8	7.1	10.9	10.0	8.4
洗濯	1.6	2.3	2.0	2.6	3.7	1.6
調理	4.3	4.5	3.9	3.8	4.8	4.3
入浴援助	1.5	2.4	1.3	1.6	3.0	1.5
通院	2.8	6.0	7.4	6.3	10.0	2.8
その他	2.3	4.0	4.0	2.2	3.7	2.3
利用したいサービスはない	71.5	63.6	55.4	48.8	48.0	71.5
無回答	12.0	17.6	22.0	27.6	24.7	12.0

美浜町高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画

発　　行：　美浜町
編　　集：　厚生部福祉課高齢介護係
住　　所：　〒470-2492
　　愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地
ＴＥＬ：　0569-82-1111（代表）
ＦＡＸ：　0569-83-0755（福祉課）
ＵＲＬ：　http://www.town.aichi-mihama.lg.jp/
発行年月日：　平成 30 年３月